

---

令和8年 第1回(定例)日出町議会会議録(第3日)

令和8年2月24日(火曜日)

---

議事日程(第3号)

令和8年2月24日 午前10時00分開議

開議の宣告

日程第1 一般質問

散会の宣告

---

本日の会議に付した事件

開議の宣告

日程第1 一般質問

散会の宣告

---

出席議員(15名)

1番	多田 利浩君	2番	阿部 峰子君
3番	河野 美華君	4番	岡山 栄蔵君
5番	豊岡 健太君	7番	衛藤 清隆君
8番	阿部 真二君	9番	上野 満君
10番	川西 求一君	11番	岩尾 幸六君
12番	池田 淳子君	13番	工藤 健次君
14番	森 昭人君	15番	熊谷 健作君
16番	金元 正生君		

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(1名)

---

事務局出席職員職氏名

局長	河野 匡位君	次長	橋本 樹輝君
----	--------	----	--------

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	安部 徹也君	副町長	大路 正浩君
教育長	恒川 英志君	会計管理者兼会計課長	吉松 美紀君
総務課長	高橋 康治君	財政課長	河野 明弘君
政策企画課長	赤野 公彦君	まちづくり推進課長	坂西 和宏君
税務課長	成富 祥史君	住民生活課長	佐藤功次郎君
介護福祉課長	間部 大君	子育て支援課長	白水由希子君
健康増進課長	後藤 将児君	農林水産課長兼農業委員会事務局長	麻生 康弘君
都市建設課長	藤井 英明君	上下水道課長	大塚英二郎君
教育総務課長兼学校給食センター所長	古屋秀一郎君	学校教育課長	木田 尚武君
社会教育課長兼町立図書館長	河野 英樹君	代表監査委員	井上 哲治君
監査事務局長	山口 佳子君	総務課参事兼危機管理室長	佐藤 道智君
財政課課長補佐	森若 由佳君		

午前10時00分開議

○議長（金元 正生君） 皆さん、おはようございます。

開議の宣告

○議長（金元 正生君） ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

会議の議事は、お手元に配付しております議事日程により行います。

開会に先立ちまして、傍聴される皆様に申し上げます。会議中は静粛に願います。携帯電話スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定されますよう御協力をお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（金元 正生君） 日程第1、一般質問を行います。

本日は受付番号5番から8番までの4名、森議員、多田議員、阿部峰子議員、工藤議員の4名の一般質問を実施いたします。

それでは、順次質問を許します。14番、森昭人議員。森議員。

○議員（14番 森 昭人君） おはようございます。森でございます。早速一般質問に移りたいと思います。

最初の質問は、前回の定例会で最後質問することができなかった最後の質問になります。

カスハラ対策ガイドラインということでお聞きをしていきたいと思いますが、令和7年5月、昨年5月、東京都立川市の小学校において、校舎2階の教室へ男2名が侵入し、教員5名が暴行を受け、骨折・打撲などのけがを負う事件が発生をしました。

この件については前回詳細を少しお話をしましたけれども、前段に、この母親の方が継続的に学校へ相談していた、長時間という報道もありますけれども、相談をしていたという経緯があって、事件当日も長い、長時間の話合いの後、関係者2名が校舎内に侵入したというふうに報じられております。

そこで、こういった事件は全国で起こり得るというふうに思っていますので、近年は、保護者からの相談・要望が増える一方で、強い言動や長時間の要求など、教員が過度な負担を抱えるケースが全国で問題になっているということでもあります。

こうした中、私が知ったのは東京都の例ですけれども、全国の教育委員会では面談時間を30分以内に制限したり、やり取りの録音や弁護士の同席、暴言時の警察通報などを盛り込んだガイドラインづくりが進められているということでもあります。

教員の皆さんが安心して働けることは、子供たちの安全と学びを守る前提であることから、日出町教育委員会としても同様のカスハラ対策ガイドラインの検討を進めるべきではないかということでお聞きをしたいと思います。お願いします。

○議長（金元 正生君） 学校教育課長。

○学校教育課長（木田 尚武君） 質問にお答えします。

カスタマーハラスメント対策につきましては、学校現場においても喫緊の課題と認識しております。

大分県内でも、一部の教育委員会において、学校におけるカスタマーハラスメント対策ガイドラインが作成されております。

日出町教育委員会としましても、今後、先行実施している自治体からの資料・情報等を収集し、精査しながら、カスタマーハラスメント対策ガイドラインの策定について検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（金元 正生君） 森議員。

○議員（14番 森 昭人君） 何か課題はありますか。メリット、デメリットと申しますか、課題としては何かありますか。

○議長（金元 正生君） 学校教育課長。

○学校教育課長（木田 尚武君） 今後、ガイドラインを策定していく、進めていくわけですけれ

ども、課題としましては、組織体制であったり対応手順、そして、これまで教職員と保護者との関係性の中で構築していった信頼関係もありますので、それをどう保護者に説明しながらガイドラインを策定していくかということになるかと思えます。

以上です。

○議長（金元 正生君） 森議員。

○議員（14番 森 昭人君） 町のこれからカスハラについては協議をしていくと思うんですけど、今はないんですか、あるんですか。町のほうのカスハラ対策あたりはどうでしょうか。

○議長（金元 正生君） 総務課長。

○総務課長（高橋 康治君） お答えをいたします。

町のほうとしましても、カスタマーハラスメントに対するガイドライン等は、今現在はないという状況になっています。今策定をしているところでございますので、そういった面におきまして、案が出来上がりましたら、教育委員会等また内部で検討をしながら策定に向けて進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（金元 正生君） 森議員。

○議員（14番 森 昭人君） 町のほうの対策ガイドラインと教育委員会とはまた違うと思うんですが、教育長、何か御見解をお願いします。

○議長（金元 正生君） 教育長、恒川英志君。

○教育長（恒川 英志君） お答えいたします。

今、策定に向けて調査検討を今年度してまいりましたけども、多くの自治体が、まず自治体の条例なりガイドラインなりの策定、それに基づきまして教育委員会のガイドラインを作成している自治体が非常に多うございます。

そうすることで、単独で作成するよりは、より実効性が高まるものというふうに私どもも認識しておりますので、町長部局と連携しながら、イコールには当然ならないと思えますけども、町の条例またガイドライン等々に則って教育委員会部局のガイドラインを作成していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（金元 正生君） 森議員。

○議員（14番 森 昭人君） 町と調整をしながら、また保護者の皆さん、PTAと調整をしながら、しっかりと進めていただきたいと思っております。

それでは、次の2番目に移っていききたいと思います。

「火葬条例」というふうに明記してありますけれども、これは前回の一般質問で、町長も火葬

条例という言葉を使っておりましたので、あえて通告書には火葬条例と書かせていただきました。

そこで、一般質問へ移っていきますが、まず申し上げておきたいのは、この火葬条例、埋葬、焼骨のみとする火葬条例は、誰かを縛るためのものでも特定の人や宗教を排除するためのものでもありません。

私がこの問題で一番大切だと思っているのは、町長が替わっても判断がぶれないこと、なぜその判断に至ったのかを町民の皆さんに説明ができること、そして、将来同じ、このような、混乱と言っては語弊がありますが、混乱を繰り返さないこと、この3つを満たすためにどうすればということになるんですけども、町として判断基準をやっぱりつくって、しかも条例という形でこれを明確にしたほうがいいですよと、いいのではないかということでもあります。

この基本的な考え方の上で質問させていただきたいと思っておりますが、まず1番目、昨年12月定例会で町長が発言をなさいました条例をつくったとしても、基本的にはその上位に墓地、埋葬法というのがあるので、効果に疑問符があるというふうに発言をしていらっしゃいます。

墓地、埋葬法は、私のこれはもう見解ですけれども、埋葬や墓地経営を市町村長の許可制としている。国が埋葬方法の細部まで一律に定めている制度ではなく、最終的な判断は市町村長に委ねられている。その上で、地方自治は法令に違反しない限り条例制定を認めている。

これ、もう一般的な条例もそうですけれども、条例を認めていると、法の枠内で町独自の基準を条例として定めること自体が、これは適切ではないとお考えではないと思いますけれども、町長の御意見を、真意をお聞きしたいと思います。

○議長（金元 正生君） 町長、安部徹也君。

○町長（安部 徹也君） それでは、まず森議員の質問に答える前に、誤解のないように、私自身の土葬墓地に対する考えをお伝えしたいというふうに思います。

私自身は、議員時代から日出町で計画が進められていた大規模土葬墓地の新設に関して、断固反対、計画の白紙撤回を求めてまいりました。2024年9月に町長に就任した後、10月には間髪を入れずに公約に掲げていた町有地売渡申請を却下し、日出町に大規模土葬墓地ができるのを阻止しました。

そして、今でも日出町にとって非常に重要な湧水の水質汚染のおそれがある大規模土葬墓地の新設を認める気は一切ないという信念に変わりはありません。もし、町民の皆さんが心配しているなら大丈夫ですと、皆様とお約束したように、日出町に大規模土葬墓地が建設されることはないの御安心くださいとお伝えしたいというふうに思います。

また、いわゆる火葬のみ条例につきましては、これは制定すべきという気持ちはありますけれども、乗り越えなければならないハードルも非常に多く、慎重な検討が必要と感じているところでございます。

さて、それでは御質問にお答えしますが、一般論として、法の枠内で独自の基準を条例として定めること自体適切ではないと考えておりません。立法事実に基づいて条例の必要性であったり正当性、そして合理性が認められるものであれば、条例の制定は可能だというふうに考えております。

以上です。

○議長（金元 正生君） 森議員。

○議員（14番 森 昭人君） 前回の答弁ですけれども、疑問符があるということについてはどうでしょう、この発言については。

○議長（金元 正生君） 町長。

○町長（安部 徹也君） その質問については、後ほどちょっとお答えしたいと思います。

以上です。

○議長（金元 正生君） 森議員。

○議員（14番 森 昭人君） では、ちょっと質問を変えたいと思いますが、関連で、ここまでする墓地の問題、混乱し複雑化したそもそもの原因は何だとお考えでしょうか。

○議長（金元 正生君） 町長。

○町長（安部 徹也君） これは、私が町長に就任したときにお伝えしましたけれども、前町長の錯誤によりこの話が進められてきたことに原因があったというふうに考えております。

以上です。

○議長（金元 正生君） 森議員。

○議員（14番 森 昭人君） 言葉の隅々までお聞きはいたしません、そういうことだというふうに町長はお考えだということ。

私は、そもそも平成30年にこの問題、もう名前出しますけれども、ムスリム教会が30年に役場に来て、土葬墓地の申請をしたんだけどということで担当課に言ったと。担当課は、これもう最終的な結論のようなことになりますけれども、担当課の判断の基準がなかったわけですね。

土葬がいいのか悪いのか、そういった判断基準が現条例、墓地等の経営に関する条例について、その判断基準がなかったものですから、その当時、住民説明会をして、従たる事務所がなければ、これはもう受付できませんということで、ムスリム教会のほうにお話をした経緯があります。

その後、住民説明会をして、従たる事務所も建ててということで、その後のムスリム教会さんの動きになって、町もここまで混乱してきたという経緯があるんですね。

そこで、昨日担当課長には少しお願いしましたが、直近で墓地の経営の許可を出した事例があると思いますけれども、いつ、何年にその許可を出したのか、お聞かせください。

○議長（金元 正生君） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤功次郎君） それでは、お答えいたします。

許可をした年月ですが、平成19年5月17日に許可をしております。

以上です。

○議長（金元 正生君） 森議員。

○議員（14番 森 昭人君） 平成19年ということで、もう長らく申請が出てないんですよね。その平成19年、もう固有名詞は結構ですので、19年のときに、記録があるかどうか分かりませんが、そのときに土葬は駄目ですよとか、大丈夫ですよとか、そういう条件について、高燥であること、飲料水を汚染するおそれがないことという条項はありますけれども、その契約のときに、今、直接経営の申請があった場合でもいいんですけども、その経営の許可の申請のときに土葬は駄目ですよというお話はするんですか、しないんですか。

○議長（金元 正生君） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤功次郎君） お答えいたします。

そのときに土葬は駄目とか、そういうことは申し上げないというふうに思っております。

また、内容は先ほど議員がおっしゃったとおり、条例に基づく内容を基本的に全てお話しし、説明するというふうなことであります。

以上です。

○議長（金元 正生君） 森議員。

○議員（14番 森 昭人君） それでは、現在許可を出して墓地を運営している、墓地であるとか霊園が土葬したいということになったときに、何を根拠にどういうふうに答えるのか、これ分かりますか。

○議長（金元 正生君） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤功次郎君） お答えいたします。

今現状の墓地が土葬に切り替えるということですが、それにつきましては、また内容が変わりますので、申請そしてまた町長と協議をするというふうなことであると思います。

以上です。

○議長（金元 正生君） 森議員。

○議員（14番 森 昭人君） 基準に照らし合わせるとどうなるんですか。土葬に関しては基準がないわけですよね、今。現状の墓地、霊園について、1つだけ土葬させてくださいと、何を根拠にお断りするの、許すのか、許可するのか、許可しないってということが明らかなんですか。

○議長（金元 正生君） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐藤功次郎君） それでは、お答えいたします。

許可するしないにつきましても、町長の裁量権が及ぶところでありますので、町長協議、そして法規等とも協議をするというふうなことであります。

以上です。

○議長（金元 正生君） 森議員。

○議員（14番 森 昭人君） 町長協議ということになるんですけれども、ムスリム教会の一番最初の平成30年のときには、その町長協議が恐らくされてないんですよ。されてないんですよ。

担当課でどなたが受付をしたか分かりませんが、担当課の職員さんの中で判断をして、基準がない中で、じゃあ何回か説明会をしてくださいと、従たる事務所をつけてくださいと。ムスリム教会の方は、1年間かけて県から許可をもらったんですよ、従たる事務所の許可を。

そもそもこの権限移譲はされているんですよ。ただ、原始的権限というのは難しいんですけど、まだ大分県にあるんですよ。あるんですよ。権限移譲で、市は県と同じ権限があるんですけれども、町村についてはまだ管理を県がするようになっている。これは、もし間違っているなら、また御指摘ください。

そういうふうに、私も大分調べたんですけれども、さらに市でも保健所がなければならぬとか、これは古い条例だったかどうか定かではないんですけど、そういったいろいろな権限の関係もあるんですが、御覧のように現段階では基準がないので、課長も答弁がしづらいんですよ。

これが基準があれば、現状の霊園についても土葬はできませんよと。ほかの全ての条件が、満たしていれば、土葬をするかしないかというのは申請する必要もないでしょうし、申請する術もないですよ。これを申請してくださいと、それについて協議をして町長決裁で決めますと、そういった基準がないからここまで混乱している。平成30年からですから、もう7年、8年になるわけですよ。

やはり基準をつくる必要があるというふうに思っております。その件について、町長、御見解ありますか。

○議長（金元 正生君） 町長。

○町長（安部 徹也君） 御質問にお答えいたします。

今、森議員、基準がないということをおっしゃいましたけれども、日出町には日出町墓地、納骨堂、火葬場の経営に関する条例というものがございまして、この第10条に4つの基準が示されているところでございます。

ですから、町長はこの4つの基準に照らし合わせて、その墓地が、経営を許可すべきかどうかという判断基準になっているところでございます。

以上です。

○議長（金元 正生君） 森議員。

○議員（14番 森 昭人君） それは、私ももう8年間やっていますので、重々承知なんですけれども、その10条の中の基準が、土葬に関しては判断する基準ではないんですよ。

だから、後ほどお話ししますが、中津市としては……、まず県からいきましようか。

ちょっと前に県のホームページの中に、土葬墓地を認めないよう県から日出町へ働きかけてもらえないでしょうかという意見が出て、それホームページに載っているんですけども、「御懸念の土葬墓地設置の可否については、日出町が定める墓地の設置場所の基準に基づき町が適切に判断すべきものと考えており、県としては必要に応じて法令上の手続など助言を行っています」と。これ、だからもう県に助言する権限がまだあるんですよ、手続など助言。

ですから、ここで明確に言っているように、町が適切に判断すべきものと。その判断の基準が、中津市では埋葬禁止地域を定めて、その地域を市内全域として、埋葬するのは焼骨のみということで定めているんですよ。

これは決して憲法に違反するわけでも現行の法令に違反するわけでもなく、平成27年度にたしか施行しているんですが、それ以降、中津市の条例については何らその問題もなく、実は私、2月6日に中津市まで行って、担当課長と少しお話をさせていただきました。

その勉強する中で、中津市は条例をつくる時に、日出町でもあるかもしれませんが、審議会を設けてけんけんがくがく、その議事録も永年保存ですから、それは見せてもらえなかったんですけども、土葬に関してしっかりと議論をして、今、条例をつくっているわけです。

だから、できないことはないんです。もう最後の質問になってしまいますけれども、できないことはないんです。

今、その条例については法令違反ではないということで、そのまま継続して条例が使われているということですから、検討の余地はあるですし、慎重にこれから判断するというような町長のお話でもありますけれども、慎重に判断した上でしっかりと検討する必要があると。

この中津市の条例については、町長、いかがですか。

○議長（金元 正生君） 町長。

○町長（安部 徹也君） 中津市の条例について、私が意見することはございません。ほかの市は、ほかの市がそういうことで制定しているんだと思います。

もう一度言いますが、この条例自体は憲法に違反してはいけない、そして法律に違反してはいけない、そういうことがうたわれております。

例えば土葬を禁止して火葬のみとするという条例を制定する場合、日本国憲法第94条及び地方自治法第14条に違反している可能性が高いというふうに考えられます。

憲法第94条には、「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し及び行政を執行する

機能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる」と定められております。

また、地方自治法第14条の第1項には、「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し条例を制定できる」という条文もあります。

ここで、土葬を禁止し火葬のみとする個人の自由を制限する条例を制定する場合、これは上位法の墓地、埋葬法に関する法律に従わなければなりません。

その墓地、埋葬法はどのようなことを言っているかという、死体を葬る方法として、土中に埋める埋葬と火葬場で焼く火葬が認められているということでございます。

この法律で認められている土葬を禁止し、火葬のみとする規制条例は、憲法第94条及び地方自治法第14条に違反する可能性も高く、また個人の自由を著しく制限する規制条例というものは、憲法11条の基本的人権の享有を妨げる可能性もあるということでございます。

ここで、立法法務の基礎という書籍があるんですけども、そこから引用させていただきますけれども、「規制条例の制定については、政策妥当性を裏づける事実と適法性を裏づける事実を慎重に検討しなければならない」というふうにされています。特に規制条例の場合、憲法上の人権を抑制することになりますので、その規制目的を採用しようとする行政手法の合理性を裏づけるための精緻な資料やデータが必要になると。

そのようにして、まずは規制条例の合憲性や適法性の観点から、やはり慎重に検討を行わなければ、違憲や違法という理由で訴訟を起こされるという問題が発生する可能性が高くなってきますし、私自身町のトップとして安易に日出町をそのようなリスクにさらすわけにはいかないという強い責任を感じているところでございます。

今、中津市のお話をしましたけれども、中津市のこの条例は無効ではないというふうにおっしゃいましたけれども、これは司法の場で判断されたものではございません。

ですから、司法の場で判断されれば、この憲法94条そして地方自治法第14条に違反するという可能性も否定できないところでございます。

ただ、あまりほかの市のことで、私がそれは言うことではないというふうに思います。

以上です。

○議長（金元 正生君） 森議員。

○議員（14番 森 昭人君） 法律の解釈と論争で、私は町長にかないませんから、もうこれ以上は言いませんけれども、今なぜ、また今回10件の請願が出ているんですよね。問題は何かと思いませんか。

町長に就任されてもう1年半になりますけれども、まだ直接町に対して要望書が出ているわけですよね。その要望書に対する回答もまだ出ていないという状況の中、3か月という短い期間の中で10件の請願が出たと、混乱ですよね。この混乱を落ち着かせるためにはどうしたらいいと

思いますか。

○議長（金元 正生君） 町長。

○町長（安部 徹也君） 御質問にお答えしたいというふうに思います。

今回、こういう火葬のみ条例という制定の請願が、もう3か月、陳情も含めて3回連続出てきているわけですが、私自身は町民の皆さんにおいては、町長をぜひ信用していただきたいというふうに思っているところがございます。

私は、冒頭に言ったように、土葬墓地についてはもう絶対に造らせないということを宣言しているにもかかわらず、既に、そしてこの土葬墓地の問題自体は、私自身はもう鎮静化したというふうに思っているところに、こういうような請願が上がってくると自体が混乱の元になってるというふうに思っております。

基本的には、先ほども申し上げたとおり、今の条例の中で土葬墓地の建設を許可しない、そういった基準がございます。にもかかわらず、そういった個人の自由を制限するような条例、これをつくるということは非常にハードルが高いというふうに考えております。

ですから、もちろんこの条例を制定するというのは、できないことはないんです。できないことはないんですけれども、今のところは非常に高いハードルがあると。

じゃあ、どうすればこの条例が制定できるか、私もこれ制定したいというふうに考えておりますけれども、まず、この条例を制定するためには、その上位法である国の墓地、埋葬法を改正していただかないと、違憲・違法になると、条例を設定したとしても、それ自身がもう無効です。違憲・違法ですから、違憲・違法ということで訴訟を起こされると、もう確実に敗訴するというふうに顧問弁護士からはアドバイスをいただいております。

これはもうお伝えしてきましたけれども、私自身も一貫して大規模土葬墓地に反対してきた、そういう経緯を踏まえれば、もちろん今回請願が上がってきたこの火葬のみ条例を制定して、日出町が再び混乱に陥らないようにしたい、そう強く願っていることは間違いないんです。

さらに言えば、私だけじゃないと思います。ここにいる2020年当時議員だった皆さん全員が、高平地区そして目刈地区から土葬墓地反対の陳情が提出されたとき賛同されています。

ですから、そういった議員の皆さんも火葬のみが望ましいと思っていることは、もう間違いないんです。その議員の皆さんが、町民から提出された陳情や請願を不採択にしてきました。

不採択せざるを得ないのは、やはり違憲・違法、そういった条例の制定によって日出町政を再び混乱に陥れてはいけないという、まさに苦渋の決断だと思います。私はその気持ちは重々理解できるし、私自身もその気持ちです。同じ気持ちです。

火葬のみ条例というの、そんなに簡単に制定できる条例じゃないんです。課題を一つ一つ解決していきながら、条件を整えなければいけない。ですから、慎重な対応と時間、これを要する

ことになるというふうに私自身は考えております。

私自身は、もう2024年9月に町長に就任した後、大規模土葬墓地建設反対の民意を受けて、町有地売却を許可しないことによって合法的に土葬墓地建設を阻止しました。

その後の9月議会では、衛藤議員から一般質問で、土葬墓地計画の白紙撤回で訴訟を起こされるリスクが非常に高くなっていると、そういう御指摘も受けました。まだまだその訴訟リスクが高い、そういうことを勘案すれば、今は本当にもうほころび一つが致命的になる可能性がございます。

この火葬のみ条例につきましては、何度も言いますけれども、憲法第94条及び地方自治法第14条に対する違憲・違法状態が解消されてから、つまり国が埋葬を火葬のみとするか土葬の禁止区域を制定するなど、墓地、埋葬法を改正した段階で検討していきたいというふうに考えております。

また、火葬のみ条例を制定しなくても、私自身は日出町に大規模土葬墓地は必要ないと、そして、現在の日出町墓地、納骨堂、火葬場の経営に関する条例に基づいて、建設を許可することは一切ないというふうにお約束してますんで、町民の皆様におかれては安心していただければというふうに思います。

以上です。

○議長（金元 正生君） 森議員。

○議員（14番 森 昭人君） 長々とありがとうございました。随分時間をかけて作成したんだというふうに思ってますが、町長の気持ちは分かります。分かりますけれども、問題は、冒頭申し上げましたけど、町長が替わっても判断がぶれないこと、これは前町長から現町長に替わったことで、180度政策が変わったわけですよ。変わったんですよ。

町長も、あと50年町長になるわけにはいかないでしょうから、その将来、何年先か分かりませんが、その町長が判断できるようにやっぱりしとかなないと、また180度変わるかもしれない。国の法律が逆転するかもしれない。土葬禁止とかいうようなことにならなくて、土葬は認めますよというようなことになったときに、じゃあどうするのかという話になります。だから、将来に向けてどういうふうにするかということでもあります。

中津市は、条例の名前違うんです。墓地、埋葬等に関する法律施行条例、わざわざ法律施行条例になってるんです。墓地、埋葬法を施行する、どういうふうに行うかという条例なんです。わざわざそういうふうにして名称をそういうふうにして上位法には抵触していないことを確認しながら、恐らく何日もかけてこれつくったと思うんです。

これは、私はもう全く否定するという、町長も否定はしないでしょうけれども、別の市のことだということで、ただ別の市のことをどんどんまねていこうと、いいものはまねようという町長

の方針とは少し違うなと思うんですけれども、将来的にどうするかと。

現状でも、第10条に関して抵触しなければ土葬ができるような状態なんです、今の日出町の条例でいけば。日出町のこの近辺にある墓地に土葬をさせてくれと言われたときに、何を根拠に断るのかということに、そこまで話をすれば、やはり禁止区域を設けて焼骨ということをしなければならないというふうに思っています。

実際にムスリムの話が、ムスリム教会さんの話がありましたけれども、私はこの火葬条例については、これまでの話とは全く別物だと考えていただきたい、別で。訴訟が起こるか起こらないかというのも別の話で、将来どうするかということについて条例をつくってくれと、くださいということですので、ぜひ、慎重に判断をしなければならないという先に、検討するのもしないのか、どうでしょう。

○議長（金元 正生君） 町長。

○町長（安部 徹也君） お答えいたします。

私がちょっと熱弁し過ぎてあれですかね。聞かれてなかったんですか。検討しますということをお伝えしております。

以上です。

○議長（金元 正生君） 森議員。

○議員（14番 森 昭人君） もう1年半たちますから、しっかりと検討していただきたいと思っております。

どのくらい期間をかけるおつもりでしょうか。

○議長（金元 正生君） 町長。

○町長（安部 徹也君） 御質問にお答えいたします。

これもお伝えしたんですけれども、この火葬のみ条例というのは、上位法の墓地、埋葬法、これを国に改正していただかなければ違憲・違法で無効になるまたは訴訟リスクが高くなるということで、これは2020年当時でしたかね、私も議員だった頃に、国、県にしっかりとガイドラインをつくるようにということで、要望書を議会から出しております。

ですから、しっかりまた国、特に国のほうで上位法である墓地、埋葬法を現代に合う、そういった法律に改正してほしいということは、引き続き国会議員の先生にはお願いをして、この墓地、埋葬法が変われば、しっかり日出町でも火葬のみ条例を制定するという形を取っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（金元 正生君） 森議員。

○議員（14番 森 昭人君） 墓地、埋葬法は変わらないと思います。10年たっても変わら

ない。変わらないときに、町長がいないときに、町長が替わったときに、どういうふうになるのかということになる。それを心配されて、これだけの請願が出て、これまで大きな混乱になって推移しているわけですから、そこは上位法の墓地、埋葬法、墓理法が変わるのを待つということでは、町民の皆さんは絶対に納得しないと思います。

早急に県とも相談していただいて、協議をするということにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（金元 正生君） 町長。

○町長（安部 徹也君） 私自身は、町長の権限を制限するような条例を制定するというのは、基本的にはいかなものかというふうに思っております。

やはり町長というのは、町民から選ばれて理想のまちづくりをする。理想のまちづくりをする上で足かせがあるようでありましたら、やはりそれは町長の、何ていうんでしょうね、理想のまちづくりを実現できないということでございますから、私自身は今の条例でも、特に土葬墓地、これを建設は許可しないという条件は、基準は設置されておりますんで、何度も申し上げておりますけれども、火葬のみ条例を制定してしまうと、そこでまた訴訟リスクが発生してしまいます。

今、もう日出町ではこの土葬墓地問題というのは落ち着いているところを、また町政を混乱に陥れかねないというふうに考えておりますんで、現状のところはそういう、憲法・法律に違反する条例を制定するという考えはございません。

あくまでも上位法、国に働きかけてそういった上位法を変更していただいた上で、法に基づいて条例を制定するという形で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（金元 正生君） 森議員。

○議員（14番 森 昭人君） 時間は5分まで残したいと思うんですが、それでは、現行、町長が大型土葬墓地はもう建設しないと、その件については上位法である墓理法のどこを根拠にそういうふうにおっしゃるんでしょうか。許可しないことについての上位法のどこに当たるのかと。

○議長（金元 正生君） 町長。

○町長（安部 徹也君） これは私が議員の頃、何度もこの場で議論したというふうに思うんですが、国が平成12年12月6日に墓地経営の許可権者に発出した墓地経営管理の指針等について、この中でちょっと内容を若干修正させていただきますけれども、墓地、埋葬法は、墓地等の経営を市町村長の許可によるものとし、報告、徴収、改善命令、許可取消などの権限を付与している。この強い行政権限の運用方法については、市町村長の広い裁量が認められるところであり、墓地等の管理等が国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他の公共の福祉の見地から支障なく行われるよう、その権限の適切な運用が求められている、この部分になります。

以上です。

○議長（金元 正生君） 森議員。

○議員（14番 森 昭人君） だったら、造ってもいいんじゃないですか。

○議長（金元 正生君） 町長。

○町長（安部 徹也君） もう一度読みましょうか。市町村長の広い裁量が認められていると。条例で町長の裁量を制限することは、このガイドラインにも反することになります。

ですから、やはり町長というのは非常に見識があって、日出町の将来、土葬墓地、湧水のすばらしい日出町、水質汚染の可能性がある。それでは土葬墓地は認められないと、その広い裁量権で許可を認めないということにつながるとお思いますので、現状の条例でも十分対応できるというふうに考えております。

ただ、もし、そういった国に働きかけて、もう土葬墓地というのは今日本全体で0.0%ぐらいしか行われてないんで、時代にそぐわないし、そういう水質汚染、土壌汚染の可能性があるんで、これは土葬を禁止してください、火葬のみにしてくださいという働きかけに応じて墓地、埋葬法が変われば、しっかりまたそれは、そのときは火葬のみ条例を制定しても意味がないかもしれませんけれども、そういうことで国には働きかけていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（金元 正生君） 森議員。

○議員（14番 森 昭人君） ガイドラインの話でしょうけれども、広い裁量が認められているからこそ、一番下部の町村の条例にそれを反映させることは決しておかしいとは思わないんですけど、また同じ答弁になりますか。

○議長（金元 正生君） 町長。

○町長（安部 徹也君） 堂々巡りなんで、どうかなと思うんですけども、私自身はやはり町長というのは、もう何度も言いますが、やはりそういう見識・経験があって、リーダーシップを発揮してその町を引っ張っていく存在であり、そういう人のつくった条例で縛られるということは、なかなか町長の裁量が発揮しにくくなるということで、火葬のみ条例にとらわれず、全般的に私自身はそういうふうに、条例で町長の行動を縛るべきではないというふうに考えております。

以上です。

○議長（金元 正生君） 森議員。

○議員（14番 森 昭人君） 決して町長の判断権限であるとか許可権限を奪うものではないと思っているんです。この条例については、火葬条例にしても、町長が最終的には決めるわけですから、禁止区域をつくって焼骨のみとする。これ、決しておかしいことではないと思うんです。

けど、結局将来的に町民の皆さんにしっかりと説明できる条例にしなきゃいけないんです。

規制をしなきゃいけないということなんですが、どうもこのやり取り、数年前、安部町長と前町長のやり取りみたいな感じで、何か少し気持ち悪いんですけど、町民の皆さんは、請願出されている方々も含めて、本当に将来に向けてどうするのかということをもう明確に条文にしてほしいということなんです。今の段階では町長の裁量に任せる、どうしても人が判断すれば、結局また180度変わるという可能性があるから、そこをしっかりと条例で明記してほしいということなんです。

それを上位法が変わるまでと、上位法は何年も恐らく変わらないと思う。これまでも議会としても出しているし、自民党さんですか、要望を出したりするんですけども、なかなか変わらないと思います。

だからもう、町民の皆さんの意思をしっかりと受け止めて条例化する。しっかりと検討をしていただきたい。要望に対する回答も、町民の皆さんに納得のいく説明ができるようにしっかりと議論していただきたいと思いますけども、いかがですか。

○議長（金元 正生君） 町長。

○町長（安部 徹也君） 一応この条例については、私、冒頭に言ったとおり、別に検討をしないということは全く言っておらず、できれば制定したいというふうに言ってますんで、ただ、そのためには町政が混乱する可能性のあるそういった条例の制定は、今は避けるべきだと。

ただ、やはり環境が整えば、しっかりそういった条例を整備して、町民の皆さんに安心していただくということは重要だというふうに思います。

またちょっと森議員の、私の時代にそういう条例を制定して、将来の町長が全く私と同じ判断ができるように、そういうふうに条例を制定してくださいというようなお話ですけれども、やはり時代が変われば、環境も変われば、そうすると条例も変えていかなきゃいけない。墓理法も、これは変えていかなきゃいけないというふうに思っているんです。

ですから、国会議員の先生しっかり、これはもう30年も40年も、何十年か知りません。50年以上前かもしれませんけれども、そういう前にできた法律というのはしっかり変えていただきたい、現代の社会環境、経済環境に応じて。

ですから、我々とするとならば法治国家ですから、やっぱり法に基づいてそれは行動していかなきゃいけないということで、法に縛られてる限りはできることとできないことがございます。

だから、できないことがあれば、法律を変えてできるようにしていく、そういうふうな慎重な行動というか、そういうことを通してしっかりとまた、今回の町民の皆様そういう要望には将来的に、今すぐはなかなか難しいんですけども、将来的には応えていきたい。

ただ、この条例を制定しなくても、気持ちはもう全く一緒です。私自身は、もう土葬墓地を認

める気はもう全くないですから。

ですから、私の気持ちを酌んでいただいて、もうちょっとこれについては国を動かしていきな  
きゃいけないんで、それは私もお願いは行きますし、議会のほうからもしっかりとまたお願いを  
していただいて、もう町政を混乱に陥れないでくれということをしっかりとまた要望していきたい  
というふうに思います。

以上です。

○議長（金元 正生君） 森議員。

○議員（14番 森 昭人君） ですから、建設をしないという根拠は曖昧なんですよね。私は  
そう思います。その曖昧であるところにしっかりとした根拠をつくってくださいというお話です  
ので、これまたしっかりと検討して、この議論はここで終わらせずに、また10件の請願が出て  
おりますから、議会でもしっかりと審議をして、今度は議会の意思がまた、もう3回目ですから、  
ただ、3か月しかたっていないので、なかなか意見が変わるということも恐らくないでしょうけれ  
ども、所管ですから委員会でも審議をして、本会議でまた採決ということになりますけれども、  
議論をした結果をまた町長も見ていただいて、それをまた参考にして今後も引き続き検討、町長  
のお気持ちは分かりましたので、ただ、私としては条項の中に禁止区域を設けて焼骨のみとする  
という条項をつけても、これは訴訟のリスクというふうに町長おっしゃいますけれども、それを  
恐れているのは条例はできないわけですから、検討をしっかりとさせていただきたいというふうに思  
います。

それでは、この問題はまた引き続き私も取り組んでいきたいと思っておりますので、また議論を町長  
としたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、これも大変重要な問題、令和7年度は当初予算で10億を上げていた、計上してい  
たふるさと寄附金が、今年度は恐らく8億に届かない状況だということだと思っております。

まず、この届かなかった要因というか、原因というか、それは分析していらっしゃるでしょうか。  
まだ決算で締めてないんですけれども、恐らく8億は届かないんだろうというふうに私は思っ  
ておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（金元 正生君） 政策企画課長。

○政策企画課長（赤野 公彦君） お答えします。

目標10億というところで、現在のところ7億ちょっとという結果で終わっております。

要因といたしましては、まずポイント制度が改正になったということで、ポイントを期待され  
ていた納付者の方がかなりの分、今のところふるさと納税を控えているというところがあるとい  
うふうに思っています。

それから新たな返礼品、そういったものがなかなか、皆様のニーズに応えられる返礼品が期待

どおりマッチしなかったということだというふうに思っております。

以上です。

○議長（金元 正生君） 森議員。

○議員（14番 森 昭人君） 私も長らく議員をさせてもらってますけれども、歳入で2億減というのは、これ、ちょっとスルーできない状況だと思っているんです。

来年度の予算も見ても、10億ほど上げてますが、これまた届かないということであれば、結局財調から取るか、今までためてきたまちづくりの基金から繰入れをするということで、恐らく7年度の決算では、主要2基金については恐らく増えるんでしょうけれども、これから今の状況のまま7億、8億で推移することになれば、町長の掲げる人口3万人、幸福度100%、町内総生産が1,000億、この目標は恐らく達成できないと思います。

だから、これから本当に必要なのはふるさと寄附金でありますけれども、現状のままのPR作戦であるとか返礼品の開発では、もう絶対に追いつかないというふうに思ってますんで、だからこそ恐らく戦略本部、町長、副町長の下で戦略本部が立ち上がって、そういったことも戦略的に進めていくんだと思うんですけれども、これから何が必要だと思いますか。どういうふうにしていくというふうに考えていますか。

○議長（金元 正生君） 政策企画課長。

○政策企画課長（赤野 公彦君） ふるさと納税につきましては、タウンプロモーション、日出町のファンをつくるということが重要でありまして、そちらから、その結果ふるさと納税につなげていければというふうに思っております。

今回、機構改革ということで、タウンプロモーションの推進の分を1つにまとめまして、そちらのほうで統括して行えるような体制を築いていきたいというふうに思ってますので、その中で長期的な目標を掲げて、タウンプロモーションをしながらふるさと納税につなげていきたいというふうに思っております。

○議長（金元 正生君） 森議員。

○議員（14番 森 昭人君） ふるさと寄附金、ふるさと納税については、議員時代の町長の強い提言でここまで成長してきているわけですが、令和5年から3か年はもう8億台をうろうろ、とうとう7年度は7億ちょっとということでもあります。

町長の議員時代の発言にもありますけれども、町長になってからの発言でもありますが、しかも第6次総合計画には、8年後には17億5千万と。17億5千万に達成して、それを維持できればいいんですけれども、そこまで行くかどうかもちょうと怪しい状況の中で、戦略的にこれからやっていくということだと思います。

大分県一にふるさと納税額がなるというようなことも、町長はおっしゃられていました。そこ

まで行けば、本当に投資的な経費で日出町が、町長の3つ掲げる第6次総合計画の中の基本目標については達成できているんですが、今のままでは恐らく駄目ですよ。町長、どうですか。

○議長（金元 正生君） 町長。

○町長（安部 徹也君） 御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるように、今年度は1億減ぐらいの落ち着きということで、非常にふるさと納税については厳しい状況にあります。

ただ、やはりもう来年度からは前倒しで小中学校、そしてこども園、幼稚園までの給食費の完全無償化も実現いたしますし、保育料の無償化、あとは高校生までの医療費無償化、こういったことも実施してまいりますので、もうかなり財源が必要になってきます。

ですから、ふるさと納税をしっかりと計画どおりに上げていかないと、また財源の問題も発生してきますので、これについては来年度しっかりもう対応して、目標を達成していくというようなことをやっていかなければいけないんですけども、この1年半やってきて、人数を増やして上がるどころか下がってるということは、やはりちょっとやり方を見直さなきゃいけないのではないかなと。

これは、熊谷議員からもいろいろと御指摘を受けて、中間業者をどうするのか、あとはやはり著名な方を使ってそういうプロモーションをしたりとか、ほかの市町村の成功事例がありますので、そういったところをしっかりと研究しながら、我々の日出町に取り入れていく。

そしてまた、専門人材ですね。専門的人材も、今、元広告会社の役員をやられた方が、地域活性化企業人ということで入られてきてますので、そういった方も、いろんなアドバイスをいただきながら、しっかりとまたこのふるさと納税の体制については、来年度に向けて整えていきたいなというふうに思います。

ぜひ、もう来年度は10億の必達に向けてスタートしていければなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（金元 正生君） 森議員。

○議員（14番 森 昭人君） 冒頭のお話で、給食費の無償化であるとか医療費の完全無償化、町長の公約を次々と実現をしていますけれども、今までの7億、8億だったらこれはできるんですよ。

この先、私も随分言ってますけれども、3歳未満第1子の保育料の無償化については10年度からということで、もうかたくなに10年度10年度というふうにおっしゃってますよね。だから、8、9、10、10年度ですよ。——9年度から。なかなかもう即実行というわけにはい

かない。恐らく財政のほうも、財政課のほうもそれを見越して、少しずつこれから町長の公約も絞っていくんじゃないかなと。

だから、これまでの公約については現状の7億、8億でできるんですけども、その次の町の発展に関する投資については、2億、3億上乘せしていかないと絶対できないと思っているので、一つは先ほど課長が言いましたように、プロジェクト型で共感を得て、何か一つのプロジェクトに対して全国から応援をいただくというような、そういう形のものもゼロから立ち上げるといいんじゃないかなというふうに思っております。

外部からまた人材に来てもらって、新たなことをすると、ただ、もう1年がたってますから、その間にできなかったことがこれからできるのかと、大変期待はするんですけども、真剣になって考えないといけないと思っております。

今回立ち上がる政策戦略本部ですか、そこでも取り扱うと思うんですが、副町長、ちょっと意気込みをおっしゃってください。

○議長（金元 正生君） 副町長、大路正浩君。

○副町長（大路 正浩君） ふるさと納税の取組につきまして、御指摘のとおり、町政としても非常に重要なことであるというふうに思っております。

そういう中で、なかなかその金額が伸び悩んでいるというような状況であることは、非常に深刻に捉えないといけないというふうに思っております。具体的に来年度以降何を取り組んでいくかということについては、今までの取組を十分検証した上で、また、ほかの市町村の優良な取組なんかも参考にした上で、しっかりと町挙げてタウンプロモーションの一環、それから観光振興の一環、そういったところと一体となって進めていくようなことが必要んじゃないかなというふうに思っております。私の立場としても、一生懸命頑張っていきたいと思っております。

○議長（金元 正生君） 森議員。

○議員（14番 森 昭人君） その頑張りが成果につながり、結果が出るように、しっかりと議会としても注視をしていきたいと思っておりますので、頑張ってくださいと思います。

終わります。

.....

○議長（金元 正生君） お諮りします。会議の途中ですが、ここで休憩をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金元 正生君） 異議なしと認めます。したがって、休憩します。11時10分より再開いたします。

午前11時01分休憩

.....  
午前11時10分再開

○議長（金元 正生君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

1番、多田利浩議員。多田議員。

○議員（1番 多田 利浩君） 1番、多田利浩です。一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

まず1番目の質問です。風力発電事業についてです。去年の9月の定例会でも一般質問を行ったんですが、引き続き、その後、動きがありましたので一般質問をしたいと思います。

昨年7月に風力発電の計画が発表されました。この1月には、計画地に近い南端地区で説明会が開催されています。南端地区だけでなく日出町の住民から「土葬墓地の次は風力発電で水の心配をしなければならないのか」と、この計画に反対する声が上がっています。

再生エネルギー導入は、地球温暖化防止やCO<sub>2</sub>削減といった本来の目的があったはずですが。風力発電は、日出町が掲げる「SDGs未来都市」に合致しそうですが、この目的のために自然が破壊され、人間の健康までが脅かされる、このようなことでは本末転倒です。風力発電、これに限らず、太陽光や地熱もそうですが、環境を守るために考えられたはずですが、そのために環境を壊すことは矛盾しています。今後の対応について、見解をお聞かせください。

まず最初に、昨年9月以降の経過は、どうなっていますでしょうか、お聞かせください。

○議長（金元 正生君） 政策企画課長。

○政策企画課長（赤野 公彦君） お答えします。

前回の総務委員会でもお知らせをいたしましたが、令和7年10月2日に、大分県の環境影響技術審査会が行われております。それから11月5日に日出町から県知事宛てに意見書を出しております。それから12月17日に、2回目の大分県の審査会が行われております。その後、12月24日に経済産業大臣宛てに県知事から意見書が出されております。

その後、年変わりまして今年になりまして、1月8日に経済産業省のほうで風力部会が行われております。それから1月19日には、日出町と事業者の意見交換会というか、こちらの要望されている会をしております。その際には、副町長や関係課長が、こちら側は出席をさせていただいております。相手方は、不動産会社と環境アセスを行うコンサルタントの会社が出席をしております。

その中で、日出町からの意見書の再確認や、その他懸念事項、例えば、水源への影響や地盤、景観、森林伐採、そういったものについて説明を行って要望を伝えたところであります。

以上になります。

○議長（金元 正生君） 多田議員。

○議員（1番 多田 利浩君） 今、担当課長から御説明がありました。11月5日に日出町から佐藤県知事宛てに意見書が提出されているんですが、この中で、私、以前から土葬墓地の頃からずっと触れているんですが、建設予定地域は活断層がたくさん走っていて、活断層がたくさんあって非常に不安定な土壌であって、大地震が来た際には大変なことになるということを訴えてまいりましたが、その後、県知事から経済産業大臣の赤澤大臣に宛てて出された意見書なんですけども、この中でも、評価の結果、重大な環境影響を回避、または十分に低減できない場合は、対象事業実施区域の再検討を行い、事業計画を見直してくれということを書かれています。中でも気になっている騒音、振動、風車ですとか風車の影について、あとは水質、一番心配されている対象事業実施区域周辺には、水道水源や地域住民の飲用及び農業用の取水井戸が点在していることから、これらの水源への影響が懸念されているということも書かれています。

さらに、今申し上げましたけども、対象事業実施区域、その周辺には活断層が分布している。県の意見書からは、対象事業実施区域内には絶滅危惧種のオオイタオオサンショウウオが生息している可能性がある。近隣になるんですけども、隣接する天間高原、ここは大分の重要な自然共生区域に指定されている。

さらに、意見書、非常にいいことを書いてあったんですが、別府湾は、本県を訪れる観光客にとって海の玄関口であり、フェリーからの景観は非常に重要な要素であることから、日中における主要航路上での調査地点の追加についても検討してほしいと。この調査地点の検討についても、広角のレンズで見たというのではなくて、肉眼に近い焦点である、カメラのレンズで50ミリ、55ミリというのが肉眼に近いと言われるんですが、そのレンズを用いて画像調査を行ってほしいということが書かれています。

一番最後に、1月19日に日出町から事業者さんに対して意見伝達が行われたと、日出町役場で行われたということなんですけども、この際に、副町長が同席されていますが、副町長、このときの意見伝達会の様子を少しお聞かせいただけませんか。

○議長（金元 正生君） 副町長、大路正浩君。

○副町長（大路 正浩君） それでは、お答えいたします。

この風力発電に関しましては、先ほど課長からもありましたように、11月に日出町としての意見を取りまとめて提出をするということで、その取りまとめに当たっても、役場内の担当課を集めて、意見の取りまとめの担当も私はさせていただきましたということと、加えて、1月の19日に、事業者に対する意見交換の場を設定をして、その場にも出席をさせていただいたということでございます。

そのときの、今回の一連の対応についての前提を、幾つか、ちょっとお話をさせていただきたいと思うんですけども。今回の意見書というのは、あくまで環境アセスメントの方法に関する

意見書でございます。さはさりながら、私どもとしては、非常に限られた形でしか意見を申し上げる機会がないだろうということで、可能な限り幅広く課題を抽出をして事業者にお伝えをするという方針で、この意見書の取りまとめを行ったところでございます。

その上で、県のほうも、その内容をおおむね踏襲していただいて、さらに若干つけ加わった形で経産大臣のほうに提出をいただいたところであります。

もう1つ前提として申し上げておきたいのは、まだ、あくまで環境アセスを行う前の段階でありますので、私どもとして、風力発電に対して、賛成、あるいは反対という立場で取りまとめたものではないということでございます。

今後、環境アセスの結果も踏まえて、事業計画が具体的に示されてくる、それがいつになるかというのが1つございますけれども、その段階で、私どもとして、その環境アセスの結果であったりとか、事業計画の具体的な内容を踏まえて、我々としてどういう形で対応するか、賛成するのか反対するのか、あるいは、その反対をしても、法的に我々、この風力発電そのものを止めるという権限はないのではないかという状況の中で、この間、総務産業常任委員会でも町長からありましたように、町有地を売るか売らないかというようなところの判断にも関わってくる部分もあるので、そういう前提で、今回、対応させていただいているということ、まず申し上げておきたいと思います。

その上で、意見交換は、非常に真摯に、相手方も我々の懸念するところを受け止めていただいて、今後とも継続して我々の懸念するところを中心に意見交換を行っていく場を持っていくということは、確認をさせていただいておりますし、それから、我々が賛成、反対という判断をするに当たっても、まだいまだ、それに必要な情報が提供されておられませんので、十分な時間的な余裕を持って、そういうものを示してほしいという形は申し伝えておりますので、ぜひ継続して、この事業者とのやり取りは、私どもとしても、町にとって何が望ましいのかという観点で、継続して行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（金元 正生君） 多田議員。

○議員（1番 多田 利浩君） 日出町から佐藤県知事宛てに出された意見書、そして、佐藤県知事から、大分県知事から経済産業大臣宛てに出された意見書、これを踏まえての意見交換だったと、意見伝達だったというふうに捉えてよろしいでしょうか。

課長にお伺いしたいのですが、今後の予定、今後、また環境アセスメントが実施されてからの予定というのは、どのようになっていますでしょうか、お聞かせください。

○議長（金元 正生君） 政策企画課長。

○政策企画課長（赤野 公彦君） お答えします。

まず、先ほど報告した経緯につきまして、その後ですけれども、国のほうで部会が開かれまして、

日出町の意見書、それから大分県の意見書を参考にしながら、経済産業省から事業者宛てに大臣勧告というのが出ております。それを受けまして環境アセスが始まるという、環境アセスを始めてもよいという状況になっているということ、まず御報告させていただきます。

今後の流れですけれども、環境アセスにつきましては、約2年間行われるというふうに聞いております。今年から始まりまして、8年、9年、最後に10年のほうに評価書というのが作成が終わるというふうに聞いております。それから令和11年、12年に建設工事が始まるというふうに聞いております。最終的に、13年から営業運転開始というふうに、相手の事業者からは聞いているところであります。

以上です。

○議長（金元 正生君） 多田議員。

○議員（1番 多田 利浩君） そのように伺うと、もう何か、できるのが決まっているように聞こえてしまうんですが。あくまで、これは事業者の予定ということによいんですね。途中で環境アセスメントを実施したけれども、この地域は風力発電事業に適していないということが分かれば実施しないと、計画を、もうしないという、計画を中止するということになるかと思うんですが、課長から今お話のあった令和8年1月23日に、これは経済産業省の大臣官房、産業保安安全グループから、今回の事業者、リエネ大分日出杵築ウインドファーム合同会社に対して、環境保全の観点から勧告を行ったということですよ。

この中に、いわゆるアセスメントをするに当たって、手法について、いろいろ3点、述べられているんですが、水路水源や地域住民等の飲用及び農業用の取水井戸が点在していることから、敷地の造成や道路工事等に伴う水源への影響が懸念される。必要に応じて、水源への影響について適切に調査を行い、予測及び評価を行うようにすること。

その次に、対象事業実施区域、その周辺に、先ほども申しましたけども、これは県から経産省に出された意見書に入っていたんですが、オオイタオオサンショウウオが生息している可能性があり、影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。

3番目に、これも先ほどの県からの意見書に入っていたんですが、別府湾があり、対象事業実施区域の周辺には別府湾があり、観光目的のお客さんにとって、フェリーからの景観はとても重要である。必要に応じて、主要航路上の適切に調査地点を踏まえ、追加して調査を行いなさいと。対象実施区域の北側には、景観の調査、予測地点がほとんど設置、設定されていないことから、必要に応じて調査予測地点を追加し、適切に調査予測及び評価を行うようにという勧告が出ております。非常にいい勧告で、これを受けて、事業者は環境アセスメントを行っていくんだと思います。

すみません、資料を出していただけますか。これは、世界の風力発電事業の質問、次の2番か

ら3番に移っていきます。世界の風力発電の累計導入の資料なんですが、これを見ますと、世界累計で743ギガワット、現在、風力で発電されているそうです。これは、陸上と洋上、両方合わせての量ですね。

1ギガワットというのが、これは67万世帯から210万世帯、1世帯当たりの電力消費量というのは差が出ますので、少しこういった大きな幅が出るんだそうですが、1位は中国なんですね。このうちの39%、もう4割ですね。2位がアメリカで17%、3位がドイツで9%、4位はインド5%、5位はスペインの4%、6位はイギリスの3%、何とこれ、すいません、資料では、ちょっと古かったんで19位になっていますが、通告書ですね。もう一度新しい資料を調べましたら、日本は20位なんです。何と0.6%、4.37ギガワットの発電量であると。非常に少ない風力発電の量だと。これは世界風力会議というところの資料から、2020年末の資料が最新でございました。

その次の2番なんですけども、日本国内の陸上、海上合計の風車の導入数、陸上は2,526基、海上は意外に少なく28基、累計導入数は2,554基、これは2020年末の日本風力発電協会会議の資料から頂戴しております。

意外に少ないんですけども、陸上風力発電、環境負荷、安全性、そしてコストの面で問題点があるかと思うんですが、このような問題点について、担当課、これはちゃんと把握されていますでしょうか。いかがでしょう。

○議長（金元 正生君） 政策企画課長。

○政策企画課長（赤野 公彦君） お答えします。

風力発電につきましては、まだまだ日本国内導入が進んでいないということで、問題点、課題点も、これからまだ検証できていない部分もあるかというふうに思っています。ただ、風力発電に限らず、大規模な再生エネルギー施設の設置につきましては、自然環境や動物等への影響があるというふうに考えております。

そのため、国のほうも、環境への影響を調査する、検証するような事前の環境アセスの実施を義務づけているというふうに考えているところであります。

これから環境アセスの結果等が出ますので、それからまた具体的な建設計画も出てきますので、その中で、自然環境や動植物への影響について、事業者の説明を求めていきたいというふうに思っております。

○議長（金元 正生君） 多田議員。

○議員（1番 多田 利浩君） 資料の2番目を出していただけますでしょうか。3番目の③の環境負荷、安全性、そしてコストが問題点であるということは、先ほど申し上げたんですが。じゃあ、洋上風力発電、たくさんつくればいいんじゃないかということをおも考えたんですけど、昨

年度も洋上風力発電、たしか茨城だったかな、手を挙げた業者が、もうやめますということもあって、今コストの問題、非常に大きんだと思います。人件費も上がっている、そして資材費も上がっている、その中で難しくなってきたのだと思うんですが。

問題は、その次の5番目に書いてある資料なんですけども、世界における風力発電導入量では、日本は20位であることは先ほど申し上げました。海外では、動植物への影響も多く指摘されています。論文で報告されているんですが、まず鳥類への影響、これは2025年に「環境科学と汚染研究」という論文で、風力タービンの騒音実験で、実験当該地域の鳥の鳴き声の平均数が25%減少している、さらに個体数が45%減少しているという論文の発表がありました。

両生類への影響について、2番目ですね、2025年の「風力発電の騒音が、カエルの鳴き声行動に悪影響を及ぼしている」というタイトルだったんですが、この論文では、風力発電の騒音が、カエル類のコミュニケーションに脅威を及ぼしているということだそうです。

3つ目の土壌生物への影響なんですけども、これは2021年に、風車の振動がミミズの個体数を減少させるという論文でした。風力タービンの振動に敏感なミミズなどの土壌生物に影響を与えています。ミミズの個体数、生存、繁殖への影響は、水のろ過、あとは栄養循環、炭素隔離といった重要プロセスに連鎖反応を起こす可能性があるということです。炭素隔離というのは、地球温暖化の原因になると言われている温室効果ガスの1つである大気中のCO<sub>2</sub>を捕捉して貯蔵するプロセスなんだそうですが、こういった動物への影響も海外では指摘されているんですけども、町として、課長、いかがでしょう。

○議長（金元 正生君） 政策企画課長。

○政策企画課長（赤野 公彦君） お答えします。

先ほど申したとおり、動植物につきましても、かなり影響があるというふうには考えております。その中で、環境アセスの中で、例えば、鳥類の飛ぶ場所ですとか、両生類の分布とかそういったものを調べるようになっていきますので、その結果を受けて、事業者のほうに、その結果と建設計画がどういうふうに影響するのかということの説明を受けたいというふうに思っております。

○議長（金元 正生君） 多田議員。

○議員（1番 多田 利浩君） こういった資料もございますので、また私、提供しますので、積極的にこういった論文などについても研究を続けていただければと思います。

この開発事業なんですけども、事業者から開発予定地に近い南端の住民に向けて説明会は開催されました。最近、ほかの地区の方から、こういう風力発電の事業のことを知って、そんな事業があったんですかという不安の声が聞かれています。というのも、日出の町から杵築市に建設された2つのタービンが回っているのをいかななものでしょうと、それはそれで隣の町の事情ですから、今ここでいろいろ申し上げることはないんですが。

そういう景観に大きな変化をもたらして、大切な水資源に影響を与える可能性がある以上、ゼロというのであればいいんですけども、全く分からない。風力発電が最大9基できて、「水資源がおかしくなりました、元に戻してください」と言っても、これは元には戻らないですよ。

ですから、これは、もちろん事業者が行うべきなんでしょうけれども、町からは、ぜひ事業者に向けて、近くの地域だけでなく全町民、日出町民に向けて説明会を行うように促していただくことはできないでしょうか。いかがでしょう。

○議長（金元 正生君） 政策企画課長。

○政策企画課長（赤野 公彦君） お答えします。

たしか意見書の中にも書いていたと思いますけども、いわゆる関係自治会のみならず、日出町全体で住民説明会を行ってほしいというのは、この前の意見交換会でも伝えておりますので、引き続き行っていきたいというふうに思っております。

○議長（金元 正生君） 多田議員。

○議員（1番 多田 利浩君） 意見伝達のときに同席された副町長、この件についてはいかがでしょう。

○議長（金元 正生君） 副町長。

○副町長（大路 正浩君） 意見交換会のときにも申し上げたところでありますし、それから、これまでやっぱり住民の皆さんに対する説明というのは、事業者としても非常に意識をされていて、情報も出したりもしていた経緯もあるようでありますので、具体的に御要望があれば、それを個別に私どもからつないでいくということは、当然のことかなというふうに思っております。

○議長（金元 正生君） 多田議員。

○議員（1番 多田 利浩君） 取りあえず、アセスメントが終わらないことにはという、課長、さっき説明がございましたので、アセスメントを見ての判断になるということが多いかと思うんですけども、冒頭にも申し上げましたが、風力発電は、本来、環境を守るために考えられた方法だと思っています。ですから、そのために環境を壊すことは矛盾をしています。一度破壊された環境は元には戻りません。この事業が、日出町にもたらす事実を精査して、事業者が掲げる看板、いわゆる看板と実態のギャップを埋めて、本当の意味での環境保全とは何かを、これからは執行部と議員の私たちも考えていかなければならないと思っています。

町民から言われているのは、いつの間にか風力発電ができて、プロペラが回っていましたよでは困りますよということを言われております。実際に、町長に最後、御意見をお聞きしたいんですが、計画地が町有地であれば、民意を受け止めて、町有地を売却しないということで、土葬墓地のようにストップをかけることができるかと思われるんですけども、これが私有地になった場合、町長として、そこは、まだ環境アセスメントがはっきりしない中で御意見をお伺いするのは

いかがかと思われましても、御意見、お考え、お聞かせいただけたらと思います。いかがでしょう。

○議長（金元 正生君） 町長、安部徹也君。

○町長（安部 徹也君） それでは、御質問にお答えします。

民有地の場合ということですが、この民有地の場合においても、法令、条例に基づいて対応していきたいというふうに考えております。

具体的には、事業者に対しまして、これは条例でも定めているんですけれども、地域住民の方々への十分な説明、これを義務づけております。また、当然、町の懸念事項につきましては、関係課と十分情報共有した上で、それをまた事業者伝えて、それに対する対応をお願いしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（金元 正生君） 多田議員。

○議員（1番 多田 利浩君） 施設ができることで固定資産税が町に入ってくるかと思われるんですが、固定資産税の額よりも、これは子や孫の世代に、やっぱり恥じないような計画というか対応をしていただきたいと思います。あのとき、お父さんやおじいちゃんが踏ん張ってくれなかったからこういうことになったんだと言われるようでは、やっぱり次の世代、さらに次の世代に顔向けができません。ですから、その対応を、厳しく、町長はきちんとしてくださると思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問です。生活道路の安全確保についてです。

昨年6月の2回目の定例会で、通学路の安全確保について一般質問を行いました。その後、昨年2025年の大分県内の交通事故の死亡者は、2024年の28人を13人上回り、41人でした。その中で、65歳以上の高齢者が23人と6割以上を占めています。通学路の安全確保とともに、高齢者への道路などの安全確保についての見解を伺いたしたいと思います。

まず1番目なんですけれども、第2回定例会、去年の6月の定例会以降、一般質問以降に、通学路の安全確保について、町で検討は行われましたでしょうか。また、具体的な改善は行われましたでしょうか、いかがでしょう。

○議長（金元 正生君） 学校教育課長。

○学校教育課長（木田 尚武君） 質問にお答えいたします。

通学路につきましては、第2回、第3回定例会でお答えさせていただきましたように、学校での通学路安全点検の実施と交通安全指導、警察及び各道路管理者が参集しての通学路安全推進会議を経て、対応しているところでございます。その後、現在まで、警察による危険箇所でのパトロール対応や取締り、町によるカーブミラーの設置等、各学校におきましては、具体的な場所の

安全指導等を進めてまいりました。

今後、学校とのさらなる連携を図り、継続した危険箇所の実態把握と安全指導に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（金元 正生君） 多田議員。

○議員（1番 多田 利浩君） 大分では、交通事故死者数は増えているんですけども、全国的に見ると、2025年の交通事故死者数は2,547人で、この死者数は昭和23年以降で最少なんだそうです。

以前の一般質問でも、大分県の自家用車の保有台数、これはもう非常に増えていますということは申し上げてきました。50年前の1975年、昭和50年は17万2,188台とあったのが、50年後の昨年2025年、令和7年は69万6,619台、これ4倍に増えているんですね。ここに、議場にいらっしゃる方が、この50年間でどれだけインフラ整備が行われてきたのかというのを頭に浮かべていただくと、よく分かるかと思うんですが、4倍に増えただけのインフラ整備は行われていないように、私はずっと感じています。

前回の答弁で、都市建設課長からは、ゾーン30からゾーン30プラスへの格上げは非常に難しいと。ゾーン30は、警察による低速度規制、道路管理者、町道であれば日出町ですけども、トリックアートやスムーズ横断歩道、狭窄シケインの設置などが可能ですと。ですから、ゾーン30プラスの格上げというよりも、そういった構造物による速度抑制、工夫をしていきたいということだったんですが、課長、いかがでしょう。

○議長（金元 正生君） 都市建設課長。

○都市建設課長（藤井 英明君） お答えします。

前回、質問をお受けしまして、その後、種々の検討をしておるところでございます。危険箇所につきましては、場所によりまして、条件が全く違う場合が多うございます。そういった場所場所に応じて、適切な方法により安全を確保していくと、そういった対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（金元 正生君） 多田議員。

○議員（1番 多田 利浩君） 近隣の地区でも、カーブミラーの設置をお願いして、カーブミラーを設置して下さったり、そういったところでの工夫、対応、対策はしていただいていることは、住民からも非常に感謝をたくさんいただいております。

日出町でも、高齢化が進む中で、子供だけじゃなくて、生活道路においての高齢者に向けての安全確保、必要なんじゃないかと思うんですが、これについては、いかがでしょうか。

○議長（金元 正生君） 都市建設課長。

○都市建設課長（藤井 英明君） お答えします。

本町におきましても、高齢化が進展する中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、生活道路の安全性を確保することが極めて重要な課題であると認識をしております。

町の見解と取組につきまして、3つの視点から答弁をさせていただきます。

まず第1に、交通安全施設の整備といったハード面の対策でございます。生活道路は幅員が狭く、歩道が未整備な箇所も多いため、高齢者が安全に通行できるよう歩行空間を視覚的に分離する路肩のカラー舗装であったり、注意喚起を促す「止まれ」等の路面標示、防護柵等の設置などを、地域の要望や現地の状況を踏まえて、優先順位を精査しながら進めておるところでございます。

また、先ほど議員から御指摘ありましたように、イメージハンプといった物理的なものではなくて、主に表示等に対する対策につきましても、順次、検討を進めているところでございます。

第2に、交通安全教育や啓発活動といったソフト面の対策でございます。ソフト面に関しましては、所管いたしております総務課危機管理室と情報を共有し、高齢者の歩行中や車両利用中の事故を防止するため、警察や交通安全協会等と連携した交通安全指導を実施しております。

次に、第3に、地域や関係機関との連携でございます。生活道路の危険箇所につきましては、地元区長や地域住民の皆様からの情報を迅速に把握することが重要です。寄せられました情報に基づき、速やかに現地調査を行い、必要に応じて警察等とも協議の上、実効性のある安全対策を講じてまいる所存でございます。

以上です。

○議長（金元 正生君） 多田議員。

○議員（1番 多田 利浩君） ぜひ、高齢者にとって優しい道路環境というか、生活道路の環境をつくっていただきたいと思います。

今回の一般質問で、ほかの議員も、同僚議員もお話をされていましたが、ハーモニーランドの大規模なリゾート化、エンターテインメントリゾート化と言われていますが、来園者の増加が見込まれています。生活道路の安全確保、これは、もう必須だと思うんですね。ですから、ハーモニーランドの整備が進む前に、これは対応を考えていかなければいけないと思います。

2月の21日、私の住んでいる近所の若宮八幡神社で、ハローキティとポムポムプリンの御朱印の配布がありました。そのとき、たまたま私もちょっと、近所に様子を見に行き、話を伺ったんですが、2人の御婦人は、「今日どちらからお伺いですか」と伺いましたら、「中津から来ました」と。さらに、鳥居の前で記念撮影をしていたお母さんと娘さんに、私が写真一枚撮りましょうかということで、ちょっとお話をしたんですが、「今日はどちらからですか」というお話

をしたら、何と「久留米から来ました」と。

300枚用意した御朱印は、土曜日のお昼過ぎにはなくなってしまったんだそうです。さらに問合せがたくさん来ているという状況で、さらに翌日2月22日に、日出町とサンリオエンターテイメント社が包括連携協定を結んだことは、非常に喜ばしいことだと思うんですが、具体的には、そのハーモニーランドの将来的なリゾート化や町内を周遊する観光の促進、さらに、町が重要政策に挙げるSDGsの推進など10項目が掲げられています。

この協定について、ニュースで小巻社長は、ハーモニーランドが独り勝ちにならないように、周遊など町の皆さんに喜んでいただけることに気を配っていきたい、協定をきっかけに知恵を出し合って、町の発展にも寄与できればと思っているということをお話しされています。このときに町長は、ハーモニーランドの成長の効果を町全体に浸透させるために、協定を通じて一緒にまちづくりを進めていくことを期待しているということをお話しされています。

先ほどの御朱印のことではないですが、そうやってたくさんの方がいらっしゃる、まち中にいらっしゃることは、これからどんどん増えてくると思うんですね。ハーモニーランドだけで終わってしまうのでは、その経済効果、ハーモニーランドに来園された方の恩恵を町が受けることは、なかなか難しい、そのためには、これからいろんな工夫が必要かと思うんですが、そのために早急なインフラ整備は必須だと思われるんですが、これについて、いかがでしょうか。

○議長（金元 正生君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（坂西 和宏君） お答えします。

ハーモニーランドのエンタメリゾート化に伴う影響につきましては、本会議でも何度か答弁しているところでありますが、来園者の増加が見込まれる中、とりわけ安全対策を含めた交通対策は、不可欠な課題であると認識しております。

その対応に当たっては、町単独での解決は困難であり、国県との連携を図りながら取り組む必要があります。あわせて、役場内、町内関係部署が横断的に連携し、全庁的な体制で対応していくことも重要であると考えております。

以上です。

○議長（金元 正生君） 多田議員。

○議員（1番 多田 利浩君） 課長、ぜひ、縦割りではなくて横断的な横の連携を深めていただいて、ぜひ、このインフラ整備を進めていただきたいと思います。

ハーモニーランドの駐車場の件で、町長から以前、ハーモニーランドの駐車場に入る際に駐車料金を支払わなければならない。もう35年たつハーモニーランドですけども、プリペイドカードが使えないとか、500円入れなきゃ、コイン入れなきゃいけない、お札入れなきゃいけないという旧式のスタイルなので、そこを早急に改善していただくように。入園の際に払う必要はな

いんじゃないかということも思うんですが、そこについて、町長、いかがでしょう。

○議長（金元 正生君） 町長。

○町長（安部 徹也君） 御質問にお答えいたします。

ハーモニーランド、今50万人から60万人来園者があるわけですがけれども、既に土日は渋滞が、藤原小学校の入口とか、そういったところまで続いています。

先般、池田議員からもお話ありましたけれども、あそこは2車線ありますけれども、基本的には1車線なんですね。ですから、それが渋滞の原因にもなっているんですけれども。

その1つの原因として、やはり事前に料金を徴収するという方法で、まず駐車場に入る人が料金を払うから、1台1台止まって、そこで渋滞が発生するという事ですから、可能であれば、帰りに料金を取るという方法にしてもらえれば、渋滞は駐車場の中でしか起きませんので、そういうことも、ぜひ検討していただきたいというふうに、またハーモニーランド側にもお伝えしていきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（金元 正生君） 多田議員。

○議員（1番 多田 利浩君） ぜひ町長から、ハーモニーランドエンターテイメント社に伝えていただきたいと思います。

35年前、ハーモニーランドができた際に、これ関係者から伺ったんですが、私も若干、記憶があったんですけども、入園者が非常に多いときは、まだ堀から2車線になっていない時代ですよ。豊岡の小浦まで、旧ロイヤルホテルの下まで渋滞が続いていたと。だから、もちろん早急なインフラ整備は必要なんですけども、これはハーモニーランドのためということではなくて、さらに、やっぱり住民の安全確保ということを、まず第一に考えていただいて対応していただければと思います。含めて、町長の見解をお聞かせください。

○議長（金元 正生君） 町長。

○町長（安部 徹也君） 御質問にお答えいたします。

このハーモニーランドにつきましては、議員おっしゃったように、2月22日に、サンリオエンターテイメント社と包括連携協定を結んでおります。今後は、日出町がハーモニータウンということで、いろんな調和のとれたまちづくりを行っていかうということで、ハーモニーランドと日出町の調和はもちろんですけども、そういった日出町の豊かな自然と経済成長の調和であったりとか、障がい者の方と健常者の調和であったり、いろんな分野でハーモニー、調和をとりながら、一緒にまちづくりをしていかうというふうに考えておりますので、ハーモニーランドのほうとしても、先ほどコメントあったように、自分たちのみがいいということではなくて、しっかりと、そういうように町民に迷惑をかけるところがあれば、一緒になって、まずは解決を目指し

ていきたいと思いますということですので、そういったインフラも含めて、まずは、ハーモニーランド、県、国、そして隣の杵築市、こういったところと手を組んで、いろんな方が知恵を出しながら、みんながハッピーになるような、そういうようなまちづくりをしていきたいというふうを考えているところです。

以上です。

○議長（金元 正生君） 多田議員。

○議員（1番 多田 利浩君） ハーモニーランド、これから大きな期待があるんですが、先ほど申し上げましたけども、まずは住民あつての日出町ですから、いや、ハーモニーランド、にぎやかになったけれども、車多くて怖いわという声が聞こえてこないように、まずそこを第一に御検討いただければと思います。

これで一般質問を終わります。

.....

○議長（金元 正生君） お諮りします。ここでしばらく休憩したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金元 正生君） 異議なしと認めます。したがって休憩いたします。午後1時10分より再開します。

午前11時56分休憩

.....

午後1時07分再開

○議長（金元 正生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。2番、阿部峰子議員。阿部議員。

○議員（2番 阿部 峰子君） 2番、日本共産党の阿部峰子です。通告書に従って質問をさせていただきます。

政府の物価高騰対策ということで、プレミアム商品券、おこめ券、電子クーポン、食料品の現物支給など、重点支援地方交付金の助成がありました。また、県の大分県物価高騰対策プレミアム商品券支援事業ということで助成がありました。全国でのおこめ券は、500円の券でした。うち60円が経費ということで、実質は440円の交換ができた券がありました。この頃テレビでおこめ券のことがしょっちゅう出ていましたので、私がよその家に行って話をしたときには、「いつ来るのかえ。商品券・おこめ券はいつ出るんかえ」というふうにたくさんの方から質問がありましたけど、「ちょっと待ってな。まだ決まっちゃらんけん」と断っていたのですが、1番です、おこめ券を採用しなかった理由を皆さんにお答えするために聞きたいんです。改めてお願

いします。

○議長（金元 正生君） 財政課長。

○財政課長（河野 明弘君） お答えします。

物価高騰の影響を受けました住民や事業者を支援するため、国の令和7年度補正予算において重点支援地方交付金が措置され、日出町では約3億3千万円が交付されることとなっております。

御質問のおこめ券でございますが、これは、交付金の推奨事業メニューに含まれる食料品の物価高騰に対する支援策の具体的な事例の一つとして示されたものであり、実際どのような支援を行うかは、各自治体の判断となっております。

おこめ券は、議員御指摘のとおり、1枚当たり60円の手数料が必要であること、また、利用方法や店舗が限定されていることなどから、より効果的で実情に即した支援策としてプレミアム商品券事業を実施することとし、12月議会において最終日に補正予算を提案し、議決をいただいたところでございます。

なお、県内の市町村では、日出町と同様、県の財源を活用し、プレミアム商品券事業を実施することとしております。今回交付された交付金を活用し、おこめ券を配付するという市町村は、現時点ではございません。

以上です。

○議長（金元 正生君） 阿部議員。

○議員（2番 阿部 峰子君） 大分市では、プレミアム商品券で1万3千円というので対応していたようです。国東市は、1冊6,500円の商品券、その分を5千円で販売するというようなことでした。杵築は日出と同じでした。別府はいろいろ事件はありましたが、1冊7,500円分の商品券を5千円で販売するというようなことで、スマートフォン対応のデジタル商品券もあったようです。

そんなふうにもいろいろ見てきましたが、②に行きますが、全ての理由をささっと答えていただきたいのですが、よろしくお願いします。

○議長（金元 正生君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（坂西 和宏君） お答えします。

プレミアム商品券につきましては、新型コロナウイルス対策を含め、令和6年度までに第5弾まで実施してきた実績があります。町民の皆様になじみのある施策であることが、採用の大きな理由です。

また、消費者にとりましては、お得に買物ができることから、消費意欲の向上が期待され、地域内での消費の循環を促す効果があると考えております。

さらに、プレミアム部分や事務員につきましても県の補助制度を活用できることから、事業費の抑制が図れる点もメリットであり、以上の理由から今回の事業提案に至ったものであります。

本事業につきましては、令和7年12月議会への追加議案として、12月17日開催の議会全会協議会において事業提案を行い、12月19日の議会最終日に全会一致で議決に至っております。

一般の方への周知につきましては、広報ひじ2月号への掲載、チラシの各戸配布、町ホームページ等により行っております。

以上です。

○議長（金元 正生君） 阿部議員。

○議員（2番 阿部 峰子君） 実績があつて、なじみがあるということで、皆さんに分かりやすかつたと思います。県の支援もあつたということも後押しできたんじゃないかなと思います。町民の皆さんにはそのようにお伝えしていますが、なかなか理解ができていない人がおまして、日出町は国保税の滞納者が341件、低年金で年金支給日前頃、偶数月の15日前頃にはお金が足りないの、ちょっと1万円貸してくれんかみたいな人もいたりして、生活が苦しくなっているなどは思います。1万円のお金がなくて、プレミアム商品券を買いたくても買えないんだと何人かから怒られました。こんなので決めたらいけないやないかと怒られました。貧乏人の人からおこめ券を取り上げて、金持ちに回してるんじゃないかと怒られました。皆さん、1万円というお金が難しかったんじゃないかなと思ひまして質問をしていますが、みんなにおこめ券が配布されるものと勘違いしたのは、何が原因だつたと思いますか。行つたつたびに皆さんから聞かれるんです。おこめ券はいつ発行されるんか、くれるんかと言われるんですけど、すいませんが、一言だけ、町民の皆さんに言い訳したいので、ぜひお願いします。

○議長（金元 正生君） 阿部議員、表現には十分気をつけてください。

財政課長。

○財政課長（河野 明弘君） お答えします。

なぜおこめ券を皆さんにくれるものと勘違いしたかということは、人それぞれだと思うんですが、やはりまず国のほうで、先ほど言いましたように、推奨事業メニューの中におこめ券の配布ということもあり得ますよということで、大分そういった報道がかなりしばらく、農林水産省をはじめ、そういった報道が数多くなされたというところで、もしかすると、皆さんが全員におこめ券を一律にくれるものではないのかなというふうに多分勘違いされたのではなかつたかなと思います。方針そのものは、先ほども言いましたように、基本的にはもう各自治体の判断ということですので、全国的に見れば、おこめ券を配布される自治体もあるかとは思ひますけども、日出町ではプレミアム商品券の事業を採択したというところがございます。

以上です。

○議長（金元 正生君） 阿部議員。

○議員（2番 阿部 峰子君） どうもありがとうございました。すみません。

3番に行きますが、ひじまちK I R A R Iプレミアム商品券の発行部数、さっき聞きましたけど、費用は幾らだったか、1冊で幾らかかったんか、それも聞きたいと言われます。よろしくお願いします。

○議長（金元 正生君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（坂西 和宏君） お答えします。

12月に開催の議会全員協議会で御説明しましたとおり、商品券は500円券26枚つづり、額面1万3千円分を1冊とし、販売価格は1冊1万円、販売冊数は2万5千冊としております。

以上です。

○議長（金元 正生君） 阿部議員。

○議員（2番 阿部 峰子君） プレミアム商品券でも一定の費用はかかるということが皆さん分かってくれたと思いますが、別府は5千円を出しています。さっき国東も話しましたが、別府も5千円を出していて、それから、日田も5千円を出していて、せめてもし今後もそんな計画があるなら、5千円のを作ってもらいたいという要望がたくさんありました。参考にさせていただきたいと思います。せめて5千円券も検討していただきたいというのが皆さんの意見でしたので、よろしくお願いします。多くの方が買えるようにお願いしたいと思うんです。

○議長（金元 正生君） 町長、安部徹也君。

○町長（安部 徹也君） それでは、御質問にお答えいたします。

阿部峰子議員の支持者の方からいろんな生活が苦しいというお声、この一般質問の場に届けていただきまして誠にありがとうございます。

町では、昨年度から物価高騰対策としていろんな事業をやってまして、昨年はJCBの商品券、町民全員に3千円分、これをお配りしたところです。この事業のときも、当初はおこめ券を配ろうかなというふうに思ったんですけれども、先ほど言ったように、おこめ券は500円に対しまして440円、JCBは、これまた使えるところも多くて、額面どおりということですので、経費の面を見て、昨年はJCBの商品券を町民全員に3千円お配りするという事業を行いました。

今回につきましては、1万円で3千円分のプレミアム商品券を2万5千冊分実施するわけですが、そのほかにも65歳以上の方には5千円のその商品券、プレミアム部分の商品券をお配りするという事業も御提案申し上げるところでございます。ですから、そちらの分については購入する必要はございませんので、ただもう使えるだけの商品券を65歳以上の方にはお配りしようということで、御提案させていただきたいというふうに思っているところです。

そのほかにも、このプレミアム商品券につきましては、もう一回、来年度中に実施をしたいというふうに考えておるところでございます。その場合も基本的には、やはり30%というところで

考えております。というのは、30%以上になると、今度、県の補助金が少なくなってしまうということですから、できるのであれば、ほかのそういった支援に効果的に使いたいなというふうに思っているところです。

また、私、この場でもいつも言ってるんですけども、誰一人として取り残さない社会づくりのためには、役場としては制度でそういう方を救っていきます。でも、今、阿部峰子議員がおっしゃったように、制度で救えない、そういったセーフティーネットから漏れる方も存在することは事実ですんで、そういう方は社会福祉協議会のほうでしっかり支援していきますので、もしそういういったお困り事があれば、社会福祉協議会のほうに御相談いただければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（金元 正生君） 阿部峰子議員、少しお待ちください。議員各位に申し上げます。発言・私語等々十分注意してください。

阿部議員、どうぞ。

○議員（2番 阿部 峰子君） 今の発言の中に、65歳以上5千円券を配っていただけるということがありましたが、いつ頃でしょうか。

○議長（金元 正生君） 財政課長。

○財政課長（河野 明弘君） お答えします。

今議会に、3月補正予算に物価高対策高齢者商品券配布事業ということで、予算額約5,200万ほど計上しております。予算が成立しましたら、速やかに実施していきたいと思っております。

以上です。

○議長（金元 正生君） 阿部議員。

○議員（2番 阿部 峰子君） とてもみんな喜ぶと思います。ありがとうございます。それと、もう一回プレミアム商品券をやりたいということですが、これはいつ頃になりますか。

○議長（金元 正生君） 財政課長。

○財政課長（河野 明弘君） お答えします。

先ほど3億3千万ほど国の交付金を頂けるということでありましたけども、まだ若干、少しまだ執行できてない部分がありますので、その財源、また県のほうとも相談しながら、8年度以降ですね。早めに補正予算対応できればしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（金元 正生君） 阿部議員。

○議員（2番 阿部 峰子君） とても喜ぶと思います。しっかり考えてお願いします。

では、SDGsのほう、次に行きたいと思います。

日出町は、SDGs 未来都市に選定されました。日出町SDGs 未来都市計画というのがあります。自然と調和した豊かな暮らしを、未来へつなぐまちづくりとして頑張っている途中です。

私が質問をするのは、特に環境という部分で質問したいと思います。「豊かな自然の恩恵を将来世代も享受できるまちづくり」と題して、たくさんの方が書かれてあります。イラストで言えば、13番、14番、15番のターゲット番号というふうに書かれてありました。つまらないことですが、13番が裏返しの写しになってたので、後で見たいと思っています。

今後、山の上に、今、2基風力発電ありますが、あと9基の風力発電が山に現れる予定となっていますが、SDGs 未来都市との関連についてお尋ねします。今、2基が稼働しています。その前に太陽光発電が増加して、指針が出たときに、「これ以上の森林伐採は抑制し」云々とあります。この時点でも「CO<sub>2</sub>の吸収量の増加を凶られねばならない」と書いてあります。これらを踏まえての質問ですが、1番、9基の風力発電は、いつ着手予定なのでしょうか。

○議長（金元 正生君） 政策企画課長。

○政策企画課長（赤野 公彦君） お答えします。

まず、環境アセスが今、始まりましたので、令和8年から環境アセスを実施いたします。それを2年間かけまして行います。それから、令和11年、12年の間に建設工事が始まるというふうに聞いております。営業の運転開始につきましては、その次の令和13年に開始をするというふうに聞いております。

以上です。

○議長（金元 正生君） 阿部議員。

○議員（2番 阿部 峰子君） 2番です。山を切り開くと思うんですが、どれくらい切り開くか、道も含めてどれくらいになるかという計画がもうできていたら、お願いしたいんですが。

○議長（金元 正生君） 政策企画課長。

○政策企画課長（赤野 公彦君） 風力発電機のブレードの周辺と資機材搬入の道路が必要になります。しかしながら、事業者からは具体的な設置計画が出ておらず、現在のところ、どれぐらいの開発が行われるかということは不明であります。しかしながら、今回、風力発電施設が最大9基と聞いておりますので、大規模な開発が伴うというふうに予想しております。

○議長（金元 正生君） 阿部議員。

○議員（2番 阿部 峰子君） 大規模というところでどきどきしていますが、3番の杵築の市民の方の意見とかは聞いてますでしょうか。聞こえてますでしょうか。

○議長（金元 正生君） 政策企画課長。

○政策企画課長（赤野 公彦君） お答えします。

杵築市民の声ということであれば、こちらのほうには特に届いておりません。

○議長（金元 正生君） 阿部議員。

○議員（2番 阿部 峰子君） この4番が私が一番心配しているところなのですが、SDGs未来都市計画との関連はどうかということなんです。何か答えることがあればお願いします。

○議長（金元 正生君） 政策企画課長。

○政策企画課長（赤野 公彦君） お答えします。

先ほども議員言われましたけども、日出町SDGs未来都市計画では、地域に有益な再生エネルギーを導入する、それを進めるといった視点が記載されてる一方で、今以上の森林伐採を規制する必要があるということについても述べております。再生エネルギーにつきましては、その両面を持っておりますので、個々の計画を見ながら検討する必要があるというふうに考えております。

○議長（金元 正生君） 阿部議員。

○議員（2番 阿部 峰子君） 何かちょっとあっさりし過ぎているなと思うんですが、もっと深く返答があるかと思ったんですが。町の方は、もう一番に環境破壊につながるんじゃないかって言われます。それから、ほかの議員の質問にあったように、小鳥たちのすみかがなくなるんじゃないかとか、木を切って災害が、土砂崩れなど災害が起こるんじゃないかとか、とても心配しています。「町有地がもしそこにあるんなら、売らないと言ったらどう」とか提案してくれる方もいます。それから、「低周波が心配だ、大丈夫」って聞かれます。玖珠にありますよね、何か。その玖珠の人に話を聞きましたら、「やっぱやかましいで」というふうに言われました。「人間のために風力発電するのに、人間を苦しめるってどうなの」って聞かれます。「木を切った分、どこかよそに近くに植樹するの」って聞かれます。あの2基の風力発電ができた後、植樹などありましたでしょうか。もしなかったら考えていただきたいと思いますが。

○議長（金元 正生君） 政策企画課長。

○政策企画課長（赤野 公彦君） お答えします。

まず、2基の風力発電のその後、植樹があったかということでもありますけども、場所が杵築市になりますので、はっきりとした答えはお示しできませんけども、植樹を少しはされているというふうには聞いております。

○議長（金元 正生君） 阿部議員。

○議員（2番 阿部 峰子君） 少しは植樹をしたということで、少し安心しました。杵築の人にもそういうふうに伝えたいと思います。日出の人にも伝えたいと思います。

これで終わります。ありがとうございました。

.....

○議長（金元 正生君） 13番、工藤健次議員。工藤議員。

○議員（13番 工藤 健次君） 13番、工藤です。今回は、通告書のとおり、法定外公共物と町有財産の2点について一般質問を行います。

はじめに、法定外公共物の管理に関することについて、町の見解を伺います。

まず、里道・水路等が国から町に権限の委譲が行われたと思うんですけども、この時期はいつ頃のことですか。

○議長（金元 正生君） 都市建設課長。

○都市建設課長（藤井 英明君） お答えいたします。

平成12年に施行されました地方分権一括法に基づきまして、全国的に里道や水路等の譲与事務が進められてきました。本町におきましても、平成15年度から17年度にかけて国から段階的に譲与を受けておるところです。

以上です。

○議長（金元 正生君） 工藤議員。

○議員（13番 工藤 健次君） では、その15年当時に国から委譲されたということですので、そのときに町としての条例等の整備をしたと思うんですけど、その条例整備について、どのようにしたかお答えください。

○議長（金元 正生君） 都市建設課長。

○都市建設課長（藤井 英明君） お答えします。

法定外公共物の適正な管理及び利活用を推進するため、日出町では、日出町法定外公共物の管理に関する条例を平成15年1月1日に施行しております。また、事務の細則を定める同条例施行規則につきましても、平成17年4月1日より施行しております。

以上です。

○議長（金元 正生君） 工藤議員。

○議員（13番 工藤 健次君） では、条例整備まできちっとやってるということなんですけども、次、3番目、里道と水路の件数と、委譲後の数の推移の状況はどのようになっていますか。

○議長（金元 正生君） 都市建設課長。

○都市建設課長（藤井 英明君） お答えします。

国からの譲与時における管理件数となりますが、里道が8,836件、水路が4,814件、合わせて1万3,650件となっております。その後の推移につきましては、これまでに払下げや交換に伴う用途廃止というものを182件実施をしております。この結果、現在の管理件数としては1万3,468件となっております。

以上です。

○議長（金元 正生君） 工藤議員。

○議員（13番 工藤 健次君） 今、数とか膨大な数なんですけども、これは、管理の状況についてはどうなってるかということをお答えください。

○議長（金元 正生君） 都市建設課長。

○都市建設課長（藤井 英明君） お答えします。

昨年度、令和6年度の実績を例に挙げますと、境界確認事務が34件、使用許可件数が20件等の合計75件の事務を処理をしておるところです。

以上です。

○議長（金元 正生君） 工藤議員。

○議員（13番 工藤 健次君） 件数も、管理してる件数はそう多くはないんですけども、実際に里道・水路は、基本的には町民の方の管理でいいですか。

○議長（金元 正生君） 都市建設課長。

○都市建設課長（藤井 英明君） お答えします。

法定外公共物の管理におきましては、機能管理と財産管理と、こういった2つの考え方がございます。私ども日出町役場が管理をしておりますのが、いわゆる財産管理の部分についてでございます。今、議員もおっしゃったように、機能管理、水路であれば水が流れるとか、里道であれば通行ができる、そういった状況に維持管理をしていただくのは、地元で使用されている方についてお願いをしているところです。

以上です。

○議長（金元 正生君） 工藤議員。

○議員（13番 工藤 健次君） では、水路も、先ほどの国から委譲されたときに河川になる部分があると思うんですけど、この管理はどのようになってますかね、河川は。

○議長（金元 正生君） 都市建設課長。

○都市建設課長（藤井 英明君） 河川につきましては、大きく分けまして、一級河川、二級河川、それから、河川法を準用します準用河川、あと、法律が適用されない普通河川といったものがございます。私ども都市建設課においては、このうち準用河川及び普通河川の管理を担当しております。

以上です。

○議長（金元 正生君） 工藤議員。

○議員（13番 工藤 健次君） それでは、次の質問へ行きましょう。里道の払下げ時の手続はどのようになっていますか。

○議長（金元 正生君） 都市建設課長。

○都市建設課長（藤井 英明君） お答えします。

里道や水路などのいわゆる法定外公共物につきましては、現在も公共の用に供されているものが数多く存在をしております。しかしながら、既に長年利用されておらず、将来にわたっても公共の用をなさないと判断されるものにつきましては、隣接土地所有者等からの申請に基づき、用途廃止を行った上で、適正な価格により売却をすることが可能となっております。

以上です。

○議長（金元 正生君） 工藤議員。

○議員（13番 工藤 健次君） では、5番まで一気にいきますので。法令遵守について、今、条例整備もしっかりされてることなんですけども、履行されない場合の町が取るべき措置はどのようになっていますか。

○議長（金元 正生君） 都市建設課長。

○都市建設課長（藤井 英明君） 町が管理しております法定外公共物につきましては、地域住民の皆様の通行や排水、農業生産活動を支える重要な公共用財産であると認識をしております。これらの機能を維持するために、条例に基づき適正な維持管理を行うことは、町の責務であると認識をしておるところです。

御質問の法令遵守が履行されない場合の措置につきましては、条例の中の規定に基づきまして、条例違反となる行為、例えば、無許可での占有であったり、工作物の設置、土石の採取や形質の変更などが確認された場合は、町は行為の中止や期限を定めた物件の撤去及び現状回復を命ずる等の対策を講じることになると考えております。

以上です。

○議長（金元 正生君） 工藤議員。

○議員（13番 工藤 健次君） 一気に5番の法令遵守について、履行されない場合の町が取るべき措置について、今、課長、立派に答えてくれたんですけども、それでは、一つ事例を挙げていきますので。

今、ここ10年来、真那井の太陽光の関係で、ずっとまだ10年前と何ら変わってない水路・里道があるんですけども、もう10年たってるんで、皆さんも多分どういう状況かということが分かってないと思うんですけど、これをちょっと、今日、写真3枚しか使えないんで、見てもらったら分かると思うんですけど、ここが農業用のため池、尾首池。それから、ここにあるのが、この発電所の中の調整地。見えてます。見えてますね。調整地。この調整地からずっとこの集落の中に水路が通ってて、この水路に水を流してるんですけども、次の写真見てもらったら分かるんですけど、これ、工事が始まった28年の6月の大雨のときに、こういう泥水が流れ出て、大変な状況になって、この近くの方は避難を2回したという状況がありました。

それと、もう1枚か。この写真、これもちょっと光って見にくいかな。これ、その下の町道、片

上下ノ後線かね。これ、町道。今、調整地からずっと降りてきて、この町道に出るまで、ずっと素掘りの水路になってるんですけども、この状況ね。大雨のときはこの道路があふれて、この町道とあれか、一緒になったこの水路のますに入って、これから下の水路に落ちるという状況になってるんですけども、先に資料1枚、写真出してもらっていいですか。1番目の写真。今、写真を見てもらったら分かるんですが、右側に電柱がありますよね。あの電柱のところに池のほうから、調整地9千トン満杯になったらたまるんですけど、そこから200メートルの管で、あの電柱のちょうど付け根のところ辺りに管が出て、そこから、今、土のう積んでる素掘りの水路に水が流れ込むという状態になってます。そして、土のうが切れるところがあります。あれから右の草むらのところに里道を横断してるんですよ。その管が150ミリ。150ミリですよ。150ミリなんで、いつも土のう積んでも、その管、150ミリの管に追いつかないんで、周辺から流れ込む水もあるんですけど、追いつかなくて、いつも大雨のときにはあふれてるという状態がずっと続いています。そして、その現場、この土のうがなければ、雨のときにこういうふうになるんですよ。分かります。こういう、もうあふれてるんですよ。あふれてるんで、町のほうもずっと土のうを積んで、もう10年近くなります。あの状態です。何とかしてほしいということで、ずっと言ってきたんですけども、いろいろ水路が壊れたり、里道が壊れたりということが起こってくるんですけども。

また最初が一番上の写真出してもらっていいですか、穴の開いた。これ、今年の1月の10日か。10日の日に、工事中で、道路を開けたときに、1メートルぐらいの穴ということが分かったんですけども、こういう道路の陥没事故が起きました。これも一番発電所に近い三浦さんという家の入り口のところなんですけども、こういう陥没事故がありました。これはもう役場のほうに緊急的に工事をしてもらって、すぐやってもらったんですけど、コンクリ舗装なんで、10日以上固まるまでに三浦さんとはもう車が家のほうに入れなかったという、住民生活にもこういうふうに影響が出てます。

それから、もう一個送ってもらっていいですか。これが、先ほどの町道と水路のますになるとこなんですけど、雨のときはいつもあげえして、ますを越えたり、ますも今、傷んでるところがあって、ああいうふう流れ落ちてるんで、もうますが今、落ちる寸前なんですよ。もう多分時間の問題で、もう一回大雨降ったら、もう下に落ちるんじゃないかなという状況まで来ています。もう写真はいいです。

それで、今の里道の陥没とかあったし、最後この1枚、もう一枚。今のすぐ近くなんですけども、これは道路がいつもいつも洗うんで、役場のほうが直してくれました。これが令和2年の9月のときに直してくれたんですけど、こうして周辺もう何回もこういうふうになってます。

それから、県道ですね。八坂真那井線か。県道のほうももともと町道だったんですけど、この

町道が、今言ったように、発電所のほうから水が流れ出て、町道の側溝の基準をいつも超えてたんで、枯葉とかがせき止められて、いつも道路を洗ってたんで、県のほうにずっと大雨のたんびに連絡をしてたら、県が、先ほど町が令和2年にした後、令和3年に県道の側溝の改修工事を、県道の基準の側溝に変えてくれて、蓋つきにしてくれたんで、県道のほうは今いろいろ問題が少なくなってるんですけど、こういう状況の中で今回陥没事故が起きたんで、陥没事故の起きた後、都市建設課のほうは業者さんとどのような話をしたか、そこをお聞かせください。

○議長（金元 正生君） 都市建設課長。

○都市建設課長（藤井 英明君） 今回の陥没事故の件ということでよろしいですか。修理をして、確かに現地確認をしたところ、土砂が洗い流されて、穴が開いて陥没したというふうに私も業者も考えております。ですんで、今回、穴を埋めまして、またコンクリート舗装を寄与したというところでございます。

○議長（金元 正生君） 工藤議員。

○議員（13番 工藤 健次君） 何か今の説明よく分からなかったんですけど、1月の10日に陥没事故があつて、その後、あのときに現場に来て、課長の言ったのは因果関係がということだったんで、因果関係がはっきりしないんで、役場としては処置したと思うんですけど、もう私はずっとこの問題10年来扱ってきてるんで、因果関係がとかいう話になれば、もうなかなか話ができないんで、先ほどの里道のもう土のう取ったらどうですかね。取ればもう原因がはっきりすると思うんですけど、この点どう考えます。

○議長（金元 正生君） 都市建設課長。

○都市建設課長（藤井 英明君） お答えします。

土のうにつきましては、議員おっしゃったように、排水が大雨等のときに水路を越水して、道路上を流れるというふうな状況だというふうに認識をしております。そのために土のうを設置して、水が少しでも流れやすいように工夫をしてるというふうに考えております。撤去してはというお話ではございますが、あの土のうが水の流れに少しでも役に立っているというふうに私、判断してますので、現状のまま水路工事が終了するまでは現地に置きたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（金元 正生君） 工藤議員。

○議員（13番 工藤 健次君） では、もう地域も10年ほどこういう問題で管理をしてきたんで、もうこれ以上地域は管理することができないんで、もう限界に来てるんで、町のほうで先ほどの壊れかけたますから上をしっかり管理していただきたいと思うんですけど、上の発電所の問題が解決するまで町が管理をしていただきたいと思うんですけど、この考えはいかがですか。

○議長（金元 正生君） 都市建設課長。

○都市建設課長（藤井 英明君） お答えします。

今、議員ずっとおっしゃられていますように、この真那井太陽光発電事業における排水問題につきましても、これまでの多岐にわたる複雑な要素が絡み合っておりまして、この解決にこれまで時間を要していたというのが実情でございます。しかしながら、長期間にわたりまして地域住民の方に不安な気持ちを与え続けているという現状につきましても、担当課として極めて重い課題であると認識をしておるところです。

今後の対策につきましても、現在、太陽光発電事業者と進めております排水対策事業、これを早期に着手できるように、協議を継続をしまいたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（金元 正生君） 工藤議員。

○議員（13番 工藤 健次君） もうずっと事業者のほうは、その素掘りの水路は改修するというのを10年来言い続けてきてるんですけど、先ほどの道路の陥没で約17万、それから、先ほどのこの現場でもう28万、それから、県道のほうの県の工事は1,200万かけて改修工事したりしてるんですよ。今度この下のこのます、早急にやってくださいよ。もう落ちかかってくるんで、もう今度の、今からまた水利組合のほう4月から水を流すような状況になってくるんですけど、これもう落ちますよ、今度。これは年度内に工事ができますか。

○議長（金元 正生君） 都市建設課長。

○都市建設課長（藤井 英明君） お答えします。

まず、現場を確認して、緊急性を考えていきたいというふうに思います。

○議長（金元 正生君） 工藤議員。

○議員（13番 工藤 健次君） この間の道路の陥没のときに、あの上の土のう積んでるところから下まで担当者は見るべきやないんですか。何回も何回も来てるんですけど、ずっと見たら、その土のうとこも、この間見たんじゃないですか。イノシシが2回ほど土のうを水路の中に落として、もうそういうことをいつもいつも地元の人管理できないって、さっき言ったじゃないですか。下をちゃんとますをしてなかったら、もう水利組合、水流せませんよ。どうするんですか。今の話では、なかなか——年度内にぜひやってくださいよ。どうですか。

○議長（金元 正生君） 都市建設課長。

○都市建設課長（藤井 英明君） 先ほども答弁いたしましたとおり、現地を確認して早急に対応したいと思います。

以上です。

○議長（金元 正生君） 工藤議員。

○議員（13番 工藤 健次君） 町長、今ずっとやり取りを聞いて分かったと思うんですけど、しっかりこの担当課に現場を見ていただいて、もう後の管理をどうするかとか、補修どうするかとか、そこをしっかりとやってくださいよ。もう本当ね、10年来こうして地区の人、ずっと不安がらしてですね、先ほどの課長の答弁では、何かしっかり対応するということがあったんですけど、もう10年、ずっとこれやってきているんで、町長、考えいかがですか。

○議長（金元 正生君） 町長、安部徹也君。

○町長（安部 徹也君） 御質問にお答えいたします。

現状、今日お話を聞くと、非常に危険な状況があって、その調整池から出る水に対して排水路が非常に小さいと、そういう意味で、道路まであふれて人家のほうにも影響があるというふうに思いますので、危険な状況があればしっかり早急に対応すべきというふうに思いますし、その旨をしっかりとまた担当課には伝えたいというふうに思います。

以上です。

○議長（金元 正生君） 工藤議員。

○議員（13番 工藤 健次君） では、この件は担当課も町長もしっかりですね、早急に現地を見て、この対応を立てて、あと管理をどうするかとか、そういうところまで協議をしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移りますけども、今日何回も出てるんですけど、風力の関係ですね。これ、町有財産について今から聞いていくんですけど、今、町有財産を積極的に処分していますが、この町有財産の処分について、町の見解を今から問います。

まず、風力発電に関する今環境アセスメントの調査が進んでいますが、候補予定地のこの西ノ台の町有地を売却しないという方針を早く決めて、事業者へ通知すべきと思うんですけども、町の見解はどのように考えてるんですかね。

○議長（金元 正生君） 財政課長。

○財政課長（河野 明弘君） お答えします。

南端地区における風力発電の建設計画につきましては、町有地を含む一帯と杵築市にまたがる町有地の2か所が想定されており、今後事業者による現地での調査予測評価等を行う環境アセスメントが進められることになっております。

国内のエネルギー自給率は1割ほどであり、その多くを石油や石炭等の化石燃料に依存していることから、地球温暖化対策として脱炭素化が世界的な課題となっており、太陽光や風力等の再生可能エネルギーの普及が進められております。

一方で、自然環境への影響も懸念されており、今回計画が予定されている町有地も含め、水源や景観等の観点から関係市町の意見を踏まえ、大分県では経済産業省に対して環境影響評価方法

書に対する環境保全の見地から意見書を提出していることは御存じかと思います。

町有地につきましては、町民の貴重な財産であり、その利用については十分な情報に基づいた慎重な判断が必要と考えておりますので、環境アセスメントの結果や日出町景観計画との整合性を踏まえた上で判断すべきであると考えております。

以上です。

○議長（金元 正生君） 工藤議員。

○議員（13番 工藤 健次君） 先ほどから、今日この風力発電の件は何回も出ているんですけども、あそこはずっと言っているじゃないですか。日出町のこの湧水の水源の基になる地域じゃないですか。それ土葬墓地のときでもそうだったけれども、西ノ台の町有地の下は水脈が走って、東方向と南方向に流れているということは私が前にも言ったと思うんですけど、山口県のコンサルタントが来て調査をしてくれたんですよ、簡易の。そうしたら、水脈がちゃんとありますよと。その上にそういう墓を造るんですかという話になって、前の町長は、いや、それが何の影響があるんですかということで進めてきたんですけども、今回もその町有地の、あれ50町歩ぐらいあるんですかね。前も町長に聞いたときには、墓は東の端、そこから離れているから問題ないような話もあったんですけど、もう明らかに誰が考えても、あの場所は日出町の出水水源とかの一番源になる場所じゃないですか。

では、ちょっと話を変えて、政策企画課長に聞きたいんですけども、先ほど質問とかに出たんですけど、業者任せではなくて、私も前の委員会で言ったと思うんですけど、町独自に調査をしてくださいよって言ってたんですけど、先ほどの回答では、やったようなあれはないんですけど、あそこの別府霊園の水源もあるし、エコビレッジの水源もあるし、その水源がどこにあるかとか、そういう調査をしていただいたんですか。

○議長（金元 正生君） 政策企画課長。

○政策企画課長（赤野 公彦君） お答えします。

まず、そもそも相手事業者から具体的な計画がありませんので、どこが開発されるとかですね、そういったものが今のところ分かっておりません。

それから、そういった環境への影響を調査するのは、まず基本的には事業者の責務だと思っていますので、まず事業者に対して強く言って、その調査をさせていきたいというふうに思っております。

○議長（金元 正生君） 工藤議員。

○議員（13番 工藤 健次君） そういうちょっと町の考えおかしいですよ。事業者は事業者でやるんですよ。町は町でやったらどうですか。どこに水源があるとかですね、どこの水源があるとか。そんな今図面から町有地に予定されてるじゃないですか、西の端の。だからこの間でも委

員会でしっかりね、別府霊園の水源がどこにあるとか、それからエコビレッジの水源がどこにあるとか、それからサファリに入っていく道路は、もう工事が始まったら、あの道路は作業用の道路とか絶対協力できないですよとってサファリの人言ってるんですよ。だからね、そうしたら道路から造っていかなあかんから、先ほどの答弁聞いてたら、まだその事業者がどのくらい開発するか、面積とかまだ具体的に出てないか分からないって。前にも言ったじゃないですか、説明会のときに聞いたら、1基作るのに3,000平米開発するってはっきり言ったですよ。

それとですね、道路が例えばトラピストの修道院の入り口の方から造っていたときに、予定されているところまで、もう図面上でも分かるじゃないですか。何メートルの道路を造って、この最短距離でこう通っていったら、水源を避けていったら、何ぼの距離が出て、そうしたらもう平米数が、ある程度出るじゃないですか。いかがですか、課長。

○議長（金元 正生君） 政策企画課長。

○政策企画課長（赤野 公彦君） お答えします。

やはりですね、そういったうちのほうが想定をしていろいろな調査をとということであるとは思いますが、事業者のほうもそういった調査をまずしなければ建てる場所が決まらないということをお聞きしております。地盤の調査をしないと、ここに建てられるかどうかというのは分からないということがありますので、今の地図上で見れば、ここら辺じゃないかということだと思いますけれども、地盤調査や環境調査をしないと実際建てられるかどうか分からないということも聞いていますので、その結果を見ないと、うちのほうもなかなか調査がしづらいというふうに思っております。

○議長（金元 正生君） 工藤議員。

○議員（13番 工藤 健次君） どうもそこがおかしいですね。副町長、今話、何かやり取りおかしいと思わないですか。別に役所ができる範囲で調査をしてやね、向こうが出たときとやね整合性とかどうなっているとか、そういうことをしたらどうですか。みんな心配しているんですよ。

では聞きますけども、2番目の質問なんですけど、反対が多ければ、町有地を売却したりとか譲渡、貸し付けたりしないとか、そういうことを町長も何か言われたし、そういうふうに解釈している人もいるんですけど、このあれはどうなんですか、それで間違いないんですか。

○議長（金元 正生君） 財政課長。

○財政課長（河野 明弘君） お答えします。

先ほどの答弁と若干重なるかもしれませんが、町有地は町民の貴重な財産であり、売却、貸付に当たっては慎重な判断が必要であることは先ほども述べたとおりでございます。

現在、提案されている風力発電計画では、町有地もかなりの面積が含まれていることから、議会や町民の意見も十分に踏まえた上で最終的な判断をする必要があると考えております。

以上です。

○議長（金元 正生君） 工藤議員。

○議員（13番 工藤 健次君） もっと町長も副町長もしっかり聞いておいてくださいよ、それ。もう私も今議会で終わりです。さっき課長が事業者がそれは出すというのは分かるけども、だけでもさっき言ったように、説明会で聞けば、1基に3,000平米開発すると言うんだから、どこから道路をね、今言ったようにサファリに入る道路は使えないということは分かっているし、サファリの人に聞いたらどうですか。それから別府霊園に水源地がどこにあるとか、そういうことをちゃんと確認して、大体の概算で出るじゃないですか。だから質問があったときにはね、いやいや概算ではこのくらいになりますよとか、そういうことを役場が出すべきなんですよ、自分で調査をしながら。

それと、先ほどから出ているように、未来都市の整合性、もう伐採抑制するってはっきり書いているじゃないですか。そういうことを書いて未来都市宣言の選定を受けていて、片方ではそっちを一生懸命アピールするけど、片方は全然なっていないじゃないですか、やっていることが。そう思いませんか、町長。

○議長（金元 正生君） 町長。

○町長（安部 徹也君） 御質問にお答えします。

まず、工藤議員にお伝えしたいんですけども、この町有地、売却できるかどうかというのは町長の権限ではございません。土葬墓地の場合は四千九百何平米とって議会の承認を得る必要のない平米でしたので、町長の権限でできたんですけども、今おっしゃったように1基3,000平米であれば、恐らく5,000平米は優に超えるということで、しっかり議会とも話し合っただけで決めなさいいけないということになりますので、もし町有地売却するというのであれば、しっかりと執行部と議会、そしてまた町民の声を聞きながら売却するのかどうか検討していくということになると思います。

以上です。

○議長（金元 正生君） 工藤議員。

○議員（13番 工藤 健次君） それは当然面積が広いんで、当然それは議会の承認も必要なんですよ。それまでに役場ができることはしっかり今言ったように独自の調査をして、道路が全然ないんですから、道路がどこから例えばしたときにといたら、それ大体の概算の面積が出るじゃないですか。ねえ、都市建設課長、出ませんか、概算の、道路をどこから例えば造って、図面上では出ませんか。教えてください。

○議長（金元 正生君） 都市建設課長。

○都市建設課長（藤井 英明君） 概算で出ないかということなんですが、なかなか計画が分から

ない現時点で出すことは非常に困難かというふうに考えております。

○議長（金元 正生君） 工藤議員。

○議員（13番 工藤 健次君） もう全然あれですね、役場はもう。しっかりしてくださいよ。

あれですよ、だから別府霊園の水源、それからエコビレッジの水源、水源外したら、どこから最短で道路をしたときにどのくらいの出るとか、そういう計算なんかすぐできるじゃないですか。絶対ここからとか言ってるわけじゃないじゃないですか。それをやってやね、そしたら大体そのくらいの開発面積になるなと思ったら、あの面積からしたら、あそこに絶対ね、それ地盤調査したりしたらできんかも分らんけど、今の時点ではそういうことが想定されるからということいろいろ検討材料になるじゃないですか。もう全くかみ合わないですね、どうも今日は。しっかりあれしてくださいよ。SDGs 未来都市宣言の選定を受けてやっていってるのに、整合性がもう全然違うじゃないですか。だからみんな町民の人が心配してるんですよ、風力についてもですね。副町長、プロジェクトをつくっているな面でしっかりやっていくということなんですけど、この風力も今言ったように、町民の方、結構心配してるんですよ、やっぱ。今2基出ただけで、あれで見ただけでやっぱりみんなびっくりしてるのに、今度はですね、あの西の山の上に9基もできたらね、どういうふうに景観変わってくるかということ想像できますか、副町長。

○議長（金元 正生君） 副町長、大路正浩君。

○副町長（大路 正浩君） お答え申し上げます。

当然でございますけれども、風力の発電事業が進むことによって環境に与える影響というのはやっぱり我々としても気にしなきゃいけない。だからこそ事業者をつかまえて我々が懸念していることをお伝えするというのを今までやってきたところでございますし、これからもそういう方針でやっていくと思っております。

議員御指摘の町独自で調査をやって、どのぐらいの調査をやるのかということのももちろん関わってきますけれども、まず第一義的には、この事業を進める事業者が、これ相当なお金がかかると思います。その相当なお金を町がじゃあ同じだけの金額をかけてできるかということ、それはそういうものではないと思いますので、我々のできることは、その水源のこととか水脈のこととか把握している部分というのは当然ありますので、その辺りを事業者に伝えつつ、仮にその工事が進んでいく中で、いろいろ新たに分かってきたことがあれば、それは即座に我々にも伝えていただいて、それで懸念を払拭するというような形のことをやっていく必要があるというふうに思いますので、決して何もやらないと言っているわけではなくて、これ今の状況はまさに環境アセスを事業者の責任とお金において実証するという段階でございますので、今はそこを見守るといってちょっと後ろ向きな答え方になるのかもしれませんが、そういう段階ではないかというふうに思っております。

○議長（金元 正生君） 工藤議員。

○議員（13番 工藤 健次君） 役場に金をかけて調査をしるとかじゃないんですよ。そんなことは言っていないですよ。役場は金をかけてする必要なんかありませんよ。通常の業務の中でできる範囲じゃないですか。その図面上で、専門もおるし、図面上で出すとか、それから動けば、どこに水源があるとか、別府霊園とか、あの近くに住んでいる人がどういう希望を持っているのかとか、そういう調査を言っているんですよ。お金をかけて調査する必要はないですよ。事業者はお金をかければかけるほど事業を中止とかそういうことがだんだん難しくなるので、早目に役場としても判断をしたらどうですかということを行っているだけで、ちょっと何か、なかなかみんな勘違いをされているあれが多いですね。ぜひしっかり調査をして住民不安を取り払っていただきたいと思います。

以上で質問は終わります。

議員となって4期16年、今日は56回目の一般質問でした。16年間、強い信念の下で全力で議会活動に取り組んでまいりました。35代議長としても仕事をさせていただきましたが、今議会をもって議員を引退することにしていきます。

議員各位をはじめ、執行部、職員、町民の皆様には、長年にわたり議会活動に対しまして御支援と御協力を賜り、大変お世話になり、ありがとうございます。厚くお礼と感謝を申し上げます。

今後は、日出町と議会発展のため、微力ではありますが、私のできる限りの活動を通して、また尽力してまいりますのでよろしく願います。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（金元 正生君） これで一般質問を終わります。

---

### 散会の宣告

○議長（金元 正生君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金元 正生君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後2時10分散会

---